

平成30年3月19日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
市	民	有	森	滋	樹
産	業	橋	村		勉
建	設	栗	林	雅	彦
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
人	権	江	口	清	一
企	画	土	井	正	昭
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	中	島	憲	次
福	祉	染	川	康	輔
保	険	田	崎		靖
農	林	下	村	浩	信
農	業	田	中	宏	幸
商	工	藤	家		隆
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成30年3月19日（月）議事日程

開議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成30年鹿島市議会3月定例会一般質問通告書

順番	議員名	質問要旨
6	5 松田 義太	1. 鹿島市の農業政策について (1) 農業水利施設の維持・管理・長寿命化の取り組みについて (2) 2017年の土地改良法改正について (3) 農業水利施設等営農を支えるインフラの老朽化対策について 2. 鹿島市の公共交通政策の取り組みについて (1) 鹿島市の公共交通政策の現状において (2) 公共交通空白地域等における新たな移動手段の検討状況について (3) 運転免許返納者への支援策について
7	4 中村 和典	1. 今、鹿島に必要な農業・農村の振興対策について (1) 農業生産・防災等に必要な頭首工の整備計画は。 (2) 新しい農業経営及び農地再生の取り組みは。 集落営農の法人化、トレーニングファーム、農地の再生
8	8 勝屋 弘貞	1. 介護保険制度改正による今後の方向性と課題について (1) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する上での影響と課題 ①現在の進捗状況は ②要支援1・2の給付を市町村事業へ移行することでの影響は ・利用者の負担 ・市の負担 ③事業所の現況と今後の影響は ・事業所における負担増という懸念

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。5番松田義太議員。

ここで申し上げます。松田義太議員の一般質問の中で、議場モニター映像を使用した一般質問を許可します。

○5番（松田義太君）

おはようございます。5番議員の松田義太でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

今回、私は第1に鹿島市の農業政策について、第2に鹿島市内公共交通政策の取り組みについて質問をいたします。

まず1点目に、これまで農業分野においては食料の安全保障、農村と都市との所得格差、農地の多面的機能という観点からさまざまな振興策がとられてきました。しかし、多額の予算が投じられてきたものの、農産物価格の低迷、産地間競争の激化などを背景に、担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の拡大など、農業を取り巻く環境は改善の糸口を見出せず、状況は厳しさを増していると言わざるを得ません。また、米については生産調整、減反政策の見直し及び平成30年度からは米の直接支払いの廃止が決定されています。

このような国の動向の中で、農業水利施設などインフラの老朽化は進み、事故等の危険性が高まっています。全国に約7,000カ所あるとされる基幹的な農業水利施設のうち、約2割は耐用年数が過ぎていると言われていています。

そこで、今回は市内の頭首工を中心に質問いたします。

市内の農業水利施設等も耐用年数を過ぎて、その維持管理、更新が地域の課題になっております。担当課として施設ごとの老朽化や工事の緊急性の度合い等を診断しておられるのか、また、どのような整備計画を作成されているのか、お伺いをいたします。

次に、鹿島市の公共交通政策の取り組みについて質問をいたします。

市内循環バスとのりあいタクシーの施策については、これまでの数値データを見ると、市内循環バスの乗車率は平成28年度が1便当たり1.79人、平成29年度が1.83人、また、高津原のりあいタクシーの乗車率は平成28年度が1便当たり0.8人、平成29年度が0.84人と低迷をしております。担当課はこの状況をどのように分析されておられるのか、お伺いをしたいと思います。

以上で1回目の総括的な質問といたします。これらに関する質問については一問一答でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、頭首工の施設ごとの老朽化や工事の緊急性の度合いについての診断及び整備計画の作成についてお答えをいたします。

農林水産省が示している頭首工の標準耐用年数は50年とされていることから、市内に29カ

所ある頭首工のうち、最も古いものが昭和48年で、現在のところ耐用年数を経過しているものはございませんが、全国的に見ても農業水利施設の多くが昭和40年代、50年代に建設され、更新時期を迎える施設が年々増加する傾向にあることから、施設の効率的な補修、更新を行うために、全面的な改修、改築、更新よりも、現状を把握し、機能診断に基づく機能保全の取り組みにより、施設の長寿命化とライフサイクルのコストの低減を図る地域農業水利施設ストックマネジメント事業を予算化して対応しているところであります。

鹿島市においても農業水利施設管理調査表、いわゆる頭首工台帳により施設の概要や補助事業による補修歴を把握しておりまして、ストックマネジメントの取り組みを進めるために、例えば10年に1度のゲート塗装を進めるなど、長寿命化に向けた補助事業の活用について、施設の維持管理をされている地元で紹介しているところでございます。

この事業の採択に向けては、施設ごとの老朽化や保全対策工事の緊急性の度合いを診断するために、あらかじめ機能診断という専門家による現地調査、診断により緊急度を判定し、早期の保全対策が必要な施設について個別に機能保全計画を作成し、5年間の事業計画期間内に保全対策を行うものとして、鹿島市が事業主体となって採択申請を行い、承認後、順次対策工事を行っておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

私のほうからは、鹿島市の公共交通政策の取り組みの中での市内循環バスとのりあいタクシーの状況分析についてお答えをいたします。

市内循環バスと高津原のりあいタクシーについては、持続可能な地域公共交通を確立することを目標に、平成22年に策定をいたしました鹿島市地域公共交通総合連携計画に基づき、市内循環バスは市街地での回遊性を高め、利便性維持を図る目的、高津原のりあいタクシーは住居が密集する交通空白地域対策として取り組みを始めた施策になります。

この市内循環バスと高津原のりあいタクシーは、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金という補助金をいただきながら運行しており、この補助金の採択のためには、生活交通確保維持改善計画を提出しております。その中で、計画目標を1便当たり市内循環バスは2人、のりあいタクシーは1人と設定をしており、その後、1年ごとに市内循環バスは2.1、2.2人と設定をし、のりあいタクシーは1.1人、1.2人と設定をしているところでございます。

平成22年10月から運行を開始し、これまでの乗車実績は、松田議員の御説明のとおり、市内循環バスが平成29年度で1便当たり1.83人、高津原のりあいタクシーが1便当たり0.84人という状況で、目標を達成できておりません。平成22年の開始当初からは市内循環バスについては少しずつ増加傾向、高津原のりあいタクシーについては横ばいという状況であります。

これまで鹿島市地域公共交通活性化協議会では周知、広報などに努めることはもちろん、

乗車数をふやすために運行ルートの変更、便数の変更、回数券の発行などを行ってきており、市内循環バスについては少しずつではありますが増加傾向にあります。

現状分析といたしまして、高津原地区での聞き取り調査などを実際実施してまいりましたけれども、現状では自家用車の利用や御家族、御近所の方などの車での送迎などにより移動手段を確保されていて、市内循環バスやのりあいタクシーなどの公共交通機関に頼らないで移動されている方が多いということであると考えております。

しかしながら、実績から見てとれますように、一定の乗車数がありますことから、移動手段として必要としていらっしゃる方がいらっしゃる状況にあると認識をしております。また、今後高齢化が進行する状況や、人口減少社会においては移動手段を持たない交通弱者の増加が予想されますので、それを必要とされる方が今後出てこられるものと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それでは、一問一答で質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、農業分野について質問をいたしますが、頭首工を中心にとということで質問しますけれども、ケーブルテレビを見ておられる方々、市民の方々でも、私もそうでしたけれども、頭首工といってもどういうものかというのがわからない部分がありますので、映像で見ていただきたいと思います。

〔映像モニターにより質問〕

これは掛橋水系のところにある可動井堰です。これは掛橋水系、また中川水系、石木津川水系にそれぞれ、多分皆さん方も見られたことがある井堰だと思っておりますが、これらの維持管理についてきょうは質問をさせていただきたいと思います。

次に、ちょっと2枚目を見ていただきます。

2枚目には、こういう可動井堰のところに草とか、また、ごみ等がこういう形で流れてきているのがとまっている部分もありますし、次に、3枚目をちょっと見ていただきたいと思います。

右側に水路みたいな形でありますけれども、ここが水田に流れていく水路という形になります。これらを中心に本日は質問をしていきたいと思っております。

先ほど最初の総括的な質問の中で、現在の診断等に頭首工の状況についてということで質問をいたしました。これは1月20日の農業新聞にありますけれども、土地改良法改正、この中で、「突発的な事故や機能の低下を食い止めようと、同省は2014年度、農業水利施設や農道、集落排水施設といった所管インフラの維持管理や更新など、長寿命化の取り組みの方向性を示す行動計画をつくった。これに基づき、都道府県、市町村は16年度までに、それぞれ

行動計画を策定。その上で20年度までに所有者や管理者と協力し、施設ごとの老朽化や工事の緊急性の度合いを診断し、整備計画をつくる。」ということが書かれております。

これらを考慮しまして質問いたしますが、現在、これらの頭首工の維持管理については、施設の管理者は主に地元の水利組合など地縁団体がやられていると思いますが、維持管理等について地元とどのような取り決めを行っておられるのか、まず最初にお伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

頭首工の施設の維持管理につきましては、これは河川の改修事業ということで、佐賀県が河川の管理者でございますので、その河川の改修事業を行ったときに頭首工等の建設を行い、そこで地元に移譲されておる関係上、管理、維持については地元で行うということになってございますので、鹿島市としてはそういったストックマネジメント事業とか、いろいろな事業に、改修においてどの事業がいいのかということ判断いたしまして地元で提案している状況でございますので、取り決めというのは、その都度話し合いをしながら事業を行っている状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

取り決めが今のところないという形になった場合に、地元任せになっているのではないかとこの点も危惧しておりますが、その点は市としてどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

地元任せに行っているのではないかとこの御質問でございますが、私どもは、この頭首工以外にもいろいろな農業水利施設がございます。それを総じて、この頭首工を初めとする水利施設が維持管理されて末永く使っていただくことを目途に考えておりまして、決してそのような地元だけに任せておるとこの認識は持ち合わせておりません。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

最初の総括の質問の中で、頭首工の造成事業の一番最初、昭和48年ということで答弁があったと思います。今回、一般質問をするに当たりまして、市内29カ所の頭首工の造成事業

年度の一覧をいただきました。見てみますと、昭和50年代中盤から後半、また平成元年度の前半ということで、先ほど最初の答弁で耐用年数が50年ということでおっしゃっていましたが、50年には至っておりませんが、それぞれの施設の老朽化というのは進んでいると思いますし、また、維持管理、更新等も考えていかないといけない時期に来ているんだと思いますけれども、実際これだけの年数がたてば、いつ故障してもおかしくない時期に来ているんだと思います。今後、更新を含め、市はどのような対策を講じていこうと考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

先ほども申し上げましたとおり、施設の維持管理の補修等につきましては、5年ごとの対象事業について補修を行っていく計画をつくっております。

そこで、御指摘のとおり、30年度で第2期が終わりますので、今後、30年度の中で第3期という形で保全計画を作成し、対応に当たりたいと考えておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

5年ごとに計画をつくりということでお話があったと思います。この補修工事、また更新についても国、県、また地元と、地元負担という形になると思います。これは負担割合について、まず最初にお伺いをしたいと思います。補修工事、また更新については、それぞれの国、県、市、また地元の負担率についてお伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

こういった事業の負担率ということでお尋ねでございます。国が55%、それから、県が15%、市が9%、地元が21%となつてございますけれども、水系によっては率が違う水系もございまして。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

きょう写真と映像で紹介をしておりますこの可動井堰の補修ということで、塗装等ですね、全面塗装という形になりますが、全面塗装に大体どのくらいの費用がかかりますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

全面塗装につきましては、頭首工を10年に1度行っております。

そこで、過去に実施した事業の中で全面塗装を行っているのは、水密ゴムの交換だとか、オイル交換も含めてなんですけれども、大体百数十万円から3,000千円、また、川が広いところですね、こういったところでは5,000千円とか、あるいは6,000千円、こういった数字になっております。さまざまな改修の規模、程度に応じて変わってまいりますけれども、一例を申し上げた次第でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

もう一つは、全面塗装以外に、この可動井堰については、雨等で水量が増したときには自然に倒れるような形になっていると思います。それをまた上げる作業があると思いますが、こういう油圧計の維持管理も大切な部分だと思いますが、この油圧計の維持管理に大体どのくらいの費用がかかるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

油圧計と申しますと、油圧のシリンダーとか、それに係る油圧の配管とか、大規模な工事になってまいります。先ほど申し上げましたように、塗装を含めた形でそういった金額になりますけれども、部品等につきましてはさまざまございまして、その内容につきましては、やっぱりそれぞれの頭首工によって違ってまいりますので、詳しいことにつきましては設計書等を見ながら判断をすることになります。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

油圧計についても個人的に調べましたけれども、故障の度合いによっては全面塗装以上の費用がかかるということも聞いております。そうなった場合に、最初の負担割合に戻りますけれども、市が9%、受益者負担が21%とありますが、答弁の中にありましたように、5,000千円、6,000千円という形で全面塗装をした場合、1基当たりの地元負担が約1,000千円を超してくるといった形になってくると思います。これはもうどのような議会でも一緒ですけれども、農業従事者の高齢化、後継者不足等を考えたときに、この負担は非常に重くのしかかっているのではないかと思います。その辺、担当課としてどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

受益者負担につきましては、先ほど申し上げましたように、中川水系以外で21%の負担をおいただきするということになっておりますが、この負担につきましては、これまで改修してきた総額を合わせますと、やはりそれなりの金額、地元負担に要した経費、過去5年間で2,800千円ぐらいは地元で負担をしていただいているということになります。そういった中で、農業者だけに頼らず、これはもう生活用水とか雨水、それから災害用の水利、こういったことに活用がされておりますので、そういったところでは、地元の方々と一緒になってこの負担金については積み立てをされているところもございますし、各地元で創意工夫されながら対応をされているところであります。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それぞれの水系の中でありまして、一つ掛橋水系のところを例にとりまして申し上げますが、まず、掛橋水系の伏原区のほうから造成の事業年度をしますと、昭和61年、昭和62年、昭和63年、平成元年、平成2年となっております。その後、浅浦区には4つの可動井堰がありますけれども、これも平成4年に3基、平成6年に1基という形になっていまして、それぞれ下村課長の答弁でいえば、10年に1度全面塗装をやっていくということで、5年ごとの補修をやっていくとすれば非常に重い額になってきますよね。一つの基を1カ所でやるということであればわかりますけれども、毎年それをやっていかなければならない、2年に1回やっていかなければならないという形になれば、それぞれの区では非常に重い負担になってくる。確かに計画ごとに更新、また補修をするのがいいんでしょうけど、そしたら、実質それだけの負担が地元でできるのかというのが一番大きな課題になってくると思います。それは中川水系にしても、石木津川水系にしても私は一緒だと思いますが、その辺をどのように市が考えているのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

整備計画を定めながらやっておるところでございますけれども、先ほどあったように、シンダーが壊れてみたりとか、配管が壊れてみたり、油漏れが生じてみたりして、急に修理をしなければいけないということもあります。そういったものはこちらのほうで診断した上で早急な対応をとっているところではございます。

地元負担につきましては、先ほど言われたように、浅浦区4つ、伏原区は5つありますので、そういったところからいけば、地元負担がのしかかってくるということになってくると

思いますけれども、現在対応しておりますのが、国からも県からも事業費を7割はおいただきをしております。あと残りの3割について地元と市と応分の負担をしながら対応に当たっているところでございます。そういったどれぐらい事業費がかかって、どれぐらいの負担になるかという研究はいたしておりますが、具体的なことはまだ検討に至っていないという状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

私も今回、こういう事業についての質問を初めてやるわけでありましてけれども、市内29カ所ということで、大体自分でずっと見て回ったんですが、この河川の用途というのは農業用水だけではないと思うんですね。やはり近隣の方とお話をしますと、火災時の防火の用水機能であったりとか、また、一般住民の生活の雑排水の希釈水の機能であったりとか、農業用水だけではなくて、市民生活に非常にかかわっている。また、今は防災という観点からも非常に大事な部分になってくると思いますので、その辺の地域と市のかかわり方、また補助率も含めて、市も検討をしていかなければならない時期に来ているのではないかなと思いますけれども、その辺、担当課としてどのように考えておられるのか、お伺いをします。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

担当課としての考えということでございますけれども、やはり地域を守っていくためには、こういった水利施設の維持管理、補修については、地域住民の方に負担をしていただくことも重要かと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、研究はいたしておりますけれども、具体的に率をどうしようというふうな検討までは至っておりません。

ただ、先ほどの話に戻りますけれども、55%というのは国が出していただいておりますけれども、通常でしたら50%が基本なんですね。それで、地域振興策として上乘せ5法とありますが、この5%分を国も見えていただいておりますので、そういったところでは国、県、市で事業費の21%以外、79%を見ておりますので、そういった部分では、現在のところはこれで、今まで協議をしてきた中でこういった取り決めを行っておりますので、それにて現在も執行させていただいている状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

以前、議案審議の中で角田議員のほうからも同様の質問があったと思いますが、その中で、担当課長の答弁において、地元負担軽減のために、国、県の補助負担増をしていただければ

という発言をされております。負担増、負担をふやしてもらいたいと。こういう答弁がありますけれども、ちょっと先ほどの答弁とは少し違うのかなと思いますが、実際、県の担当課にお聞きをしても、非常にこの地元負担が重くなっていると。ですから、県内では嬉野市とか有田町も国、県の補助率を上げてもらいたいという要望が来ているとお伺いしておりますけれども、鹿島市としてはそのような要望活動等はやられているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

国に対して要望活動を行っているのかということですが、市としては具体的にこういった頭首工について、補助率を55%から上乘せしてくださいとか、県に対しても15%以上の補助率を上げてくださいとか、そういうことは申し上げてはおりませんけれども、国のほうはこういった事業で災害が起こった場合とかには災害の事業がございますし、また、冒頭に松田議員が言われた2017年の土地改良法の改正ですね、これによって突発的な事故等、あるいはもう一つがため池の耐震化事業、こういった事業も国としては考えられておりますので、そういった場合には対応を、私どもも一緒になってそういった事業の採択に向けて努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

答弁の中に防災ということでお話がありましたけれども、昨年の事業だったと思いますが、市内の可動井堰の中で、そういう農業用河川工作物応急対策事業ということで事業を取り組まれていると思います。これは洪水等の災害を未然に防止する治水の機能から、観点から、この可動井堰の補助等をやられるという形になっていると思いますが、こちらのほうは通常の補助よりも補助率が高くなっています。国が50%、県が事業費50,000千円未満の場合は32%ということで、地元負担率が18%、通常30%ですけれども、18%でやられる事業だと思っておりますけれども、これらを今後農業の水利施設、頭首工に最大限活用をしていくということは考えられているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

先ほども申し上げましたとおり、いろいろな補助事業がございますので、地元とよく話し合いをしながら、どれが一番合っている事業なのかということ、専門家の意見も踏まえながら一緒になって考えていきたいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

もう一枚映像を見ていただきたいと思いますが。

〔映像モニターにより質問〕

こちらのほうが以前からあります固定堰、コンクリートでできている堰になりますけれども、実際見に行ったら、本当によくできているなど。以前、知恵を絞らされた堰だと思えますけれども、もしこれならば補修とか維持管理というのは、今、市内に29カ所ある可動井堰よりも非常に地元の負担、また維持管理もやりやすい。実際このようなことも検討されたことがあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

固定堰ですね、これは可動堰と構造上違うということなんですが、河川改修事業におきまして、新たにこの固定堰が見直されて、また新たな事業で施工されているのが全国的にも見受けられますけれども、今現在、可動堰で地元のほうで一生懸命頑張って管理をされておりますので、この固定堰に変えたらどうかという検討は現在のところ行っておりません。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

検討されていないという答弁でありましたけれども、そうであるならば、市内にある29カ所の可動井堰の更新、また補修、維持等は、やはり地元と一緒に市がやっていくということになりますよね。耐用年数が50年ということでありますけれども、実際上はそれより早い段階にもう耐用年数が終わってしまうところも、故障が来てしまうということもあると思います。そういうことが結局、今からの市の農業の水利施設の維持という観点から考えたときに、実際、市の担当課が地元負担が本当に今のままでできるのか、本当に大丈夫なのか、どうしなければならないのかというのはやはり今考えておかないと、故障が来てから、そしてたらどうするんだということではなくて、今の段階から市がどのような取り組みをやっていくのか、また、地元の方々とどのような話し合いをやっていくのかが私は大事になってくると思いますが、その点は担当課としてどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

頭首工等の水利施設における維持管理の市としての考え方ですけれども、先ほどから申し上げておりますとおり、5年間の計画を定めながら維持管理していった補修等を行い、長く使えるように、長寿命化していくような方法で対応していきたいということで、31年度からは第3期の事業に入りますので、30年度中にはそういった分も含めて、松田議員御指摘の分も含めながら検討していきたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

私がこの質問をするに当たり改めて思いましたのは、先ほども申し上げましたけれども、一つの農業の水利施設という観点ではなくて、やはり生活用排水であったり、防災含めて、極端かもしれませんが、市内の道路であったり、そういうものと社会基盤整備としては私は余り変わらないんじゃないかなと、逆に一緒だという観点から取り組んでいかなければならないんじゃないかなと思います。特に近年、集中豪雨で川が水であふれて、非常に九州各地でも大きな災害になっています。そういうのを考えたときに、こういう施設の管理というのは非常に市の防災の観点からも大きいものだと思いますけれども、そういう面を含めて、一つの担当課ではなくて、やはり全庁的にこの問題に関しては考えていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

橋村産業部長。

○産業部長（橋村 勉君）

私のほうからお答えしたいと思います。

その前に、私の地区の例から申しますと、通称溝掃除、この溝掃除を地権者と耕作者でやっていました。確かに小人数でした。そういう中で、排水も誰でん流しよったいえというふうな話が盛り上がって、もう10年ほど前から区全体で掃除をするようになった経過があります。そういったことを考えますと、議員がおっしゃられるように、全体的な姿というのをやっぱり今後は議論の中に含めながら考えていかなばいけない時代に来ているかと思えます。そういったことを踏まえますと、やはり全庁的な水に関係する、環境も含めて、そういった議論を今後はしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

この問題の最後に2点ですね、これは市長に要望というか、お願いしたいことがありますけれども、こういう事業に関して、補助事業であります、やはり国、県も最大限補助とい

う形で約70%、地元が30%という形であっています。いろいろな事業によって違いますけれども、やはり県内でも可動井堰のほうが、鹿島市内が29基、県内では315基あると聞いています。そのほとんどがやはり維持管理等が難しい状況に来ている。先ほども申し上げましたけれども、やはり嬉野市、有田町、ほかの市町村からもこの国、県の補助をもう少し何とかできないだろうかという要望等もあっているようです。特に樋口市長におかれては農林水産省の御出身でもありますし、こういう問題には精通をされていると思いますので、ぜひこういう佐賀県の農業県の地元の要望という形で、国、県に行かれたときに、たとえ1%でも1.5%でもいいので、もう少し負担を国、県でお願いできないだろうかという要望をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですからお答えをしたいと思います。

まず、農業用水、具体的に要請しているかという話です。個別具体的にこの川のこれを、補助率を上げて下さいよという要請は確かに余りしたという経過はございませんけれども、実はこの話は各市町、九州なんかは農業県が多いですから共通の話題でしてね、市長会ではしっかりとこういう関係の施設は採択を含めて助成をしっかりとやってくれという要望はしております。そこはひとつ御承知おきをいただきたいと思います。

それから、鹿島市においてもいろんな防災計画とか、それから農業農村整備事業の管理計画とございまして、その中に幾つか載っているということも御理解をいただきたいと思えます。

そこで、実は個別具体的にやったことがある事例を一つ御紹介しておいたほうが良いと思いますから。

鹿島市だけの井堰ではございませんけれども、鹿島市と嬉野市にまたがります大きな頭首工で柳瀬頭首工というのがあるのは御承知だと思います。これは、もう歴史をたどれば江戸時代の初めから蓮池藩と鹿島藩でつくったり壊したり、つくったり壊したりと何度もやっている、ある意味で衝天の井堰でもあります。下流には現時点においても500ヘクタールに及ぶ受益面積を持っておりまして、関係者が大変関心を持っている施設でありますけれども、これについて、現時点での装備ですが、これができてからもう50年近くなっているということは御承知だと思います。そこで、チェックをしましたらね、相当油圧シリンダーに腐食が生じているということ、それから、扉自体が少したわんでいるんじゃないかということも確認をされておまして、すぐ何かしないといけないということではございませんが、そんなに安全、確実というには心配だということがございましてね、近年、いろいろそれをめぐって議論があったというのは事実なんです。大変これは直すにすれば大型でございまして、

多額の費用もあると。似たような施設は県内幾つかございまして、どうするかということでしたが、結論からいいますと、鹿島市と嬉野市のこの井堰の関係者が大変頑張ったということがございまして、その扱いが決まったわけでございます。私個人に係って言いますと、多くの方が頑張られました。直接農林水産省のこういうのを管理しておりますポジションと、お金を握っているポジションに私自身がかけ合いをしまして、当初は3億円ぐらいと言われていたんですけれども、最終的には、現時点では480,000千円ほどの金を国と県と市で賄うということが決着を見ているということで、受益者負担がほとんどないということになっておりますので、そういう動きもひとつ理解をしておいていただきたいと思います。

ただ、いろんな規模とか、できた状況、現時点の扱い等については、さっきお話がございました。29カ所、千差万別でございますから、一律には議論できませんけれども、私どもも今上げられた9つほどの井堰についてはそれなりに現状を把握いたしております。対応するときには受益者の皆さんが大変多額の負担をされないとスムーズにいかないという難しさもあるということも知っておりまして、その部分をどうするか。もちろん国と県がかぶってくればいいんですけれども、その説明をどういうふうにつけていくかということが一番難点だと思っております。

ただ、その切り口は知恵の出しようでして、農業施設と思うから受益者が負担しないといけない。ずっと松田議員が言っておられるように、この側面が俗に言う多面的機能を持っている施設ですよということですよ。その部分を強調すると。施設によってはどのように強調するかというのは違うと思っておりますけれども、その部分をしっかり強調すれば道は開かれると、私はそのように思っております。

現に耐用年数はほとんど過ぎておりません。おりませんけれども、いろんな事情から、例えば、当初予定した要求性能が落ちている、そういうのが1点ございますね。2点目が、むしろ今の時点で、人間と同じでして、予防的に改修しておいて長寿命化を図ったほうが結果として経済効果が確保されるんじゃないかというのがもう一点。それからもう一つは、時間の経過とともに、これは一種の技術でございますから、技術革新が進んでおります。材質も変わってきていると。したがって、現時点で投入できる可能性があるものも見つかると思います。したがって、そういうのを頭に入れながらどうするか。さっき言っておりました。これからの計画を練り上げるときに、そういうのを入れていければ、現時点で相当ハードルが高いと思っている部分でも、もちろんゼロにはならないかもしれませんが、低くなるんじゃないかということは容易に想定をされるということでございます。

したがって、関係者に、これはある意味で経験と、知恵と、それから情報、作戦、全部投入してうまくいく道を探ろうと、そういうことを今全力を傾注してやっているというふうに理解をしていただければと思います。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

くしくも2点目の要望についてもほぼ同様の答弁をいただきましたので、繰り返しになりますけど、市長がおっしゃったように、農業用水だけではなくて、本日申し上げましたが、防災の観点からも、また生活用排水を含めて、市民生活により身近な部分だと思います。鹿島市の財源が非常に厳しいことはよくわかっておりますが、実際、現場の皆さん方、現場の地域を見渡すと、やはり農業に携わる方の後継者不足、また高齢化等あって、やっぱりもう農業をされている人だけでやっていくのは限界に来ていると。ですから、こういう時代であるからこそ鹿島市全体で支えていくという観点から、今のところ受益者負担が約30%あって、そのうち市が9%、受益者負担が21%となっていますけれども、この辺については再度、これらきょう申し上げたことを考慮していただいて、幾らかでも負担が軽減されるようお願いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

せつかくの御質問ですから、もう少し踏み込んだお話ができればと思いますけれども、さっき言っておられた補助率、それだけでも容易じゃないんですよ、受益者から見ますとね。ですから、少しでも稼げるというぐらいではがちが明かないんじゃないかと私は思っています。大幅に稼げないだろうかということですね、今いろんな、いわば全身全霊を挙げてその部分に力を傾注しているということでございます。もちろん腹案といいますか、原案はございますし、相手側が何を言うかは大体わかっていますけれども、これは交渉の出来事ですからね、勝手にもう私が言ったらできますよみたいな大風呂敷を広げるわけにはいきませんが、こういうものはそういうものだとして理解をさせていただいて、うまい結果が出ればと思って全力投球しているということだけは御理解をいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

頭首工だけが施設ではありませんので、全体的な市の状況を見ながら今からも進めていていただきたいと思います。

それでは、次の交通の面の質問に移りたいと思います。

先ほど市内循環バス、高津原のりあいタクシーの状況等についてお伺いをしました。昨年の10月2日より、能古見地区、北鹿島地区の2路線を廃止して、デマンド型のタクシーを導入されたと思いますが、こちらの利用状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

鹿島市では、平成28年度にこれまでの公共交通の計画の検証を行い、課題について整理し、社会情勢の変化を踏まえ、今後の鹿島市における望ましい公共交通網の方向性を示す地域公共交通網形成計画を策定したところでございます。平成29年度からこの計画に基づいた施策を推進することで、地域公共交通の維持、確保に取り組んでまいります。

議員がおっしゃられましたように、平成29年10月に、この計画に基づき、能古見地区、北鹿島地区で、これまで運行してきた廃止代替路線バス2路線を廃止し、デマンド運行による予約型のりあいタクシーを導入いたしました。この2路線については、これまで特に利用の少なかった路線で、乗車密度、大まかに申しますと便数に対する乗車数ですね、これの割合なんですけれども、北鹿島線が0.1、能古見線が0.2から0.3という状況でした。今年度導入をいたしました10月から2月末までの予約型のりあいタクシーの利用状況ですけれども、北鹿島地区が10人、能古見地区は2人の利用でございまして、これは、設定している便数に対しまして稼働率で表現いたしますと、北鹿島地区が3.8%、能古見地区が1%という状況でございまして。

ちなみに、デマンド型につきましては事前に利用の登録が必要でありますけれども、北鹿島線については59人の方の利用登録、能古見地区は32人の方に、計91人になりますが、利用の登録はいただいている状況でございまして。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それぞれの利用状況をお聞きしましたが、厳しい言い方ですけれども、利用状況は低迷していると言わざるを得ないのかなと思います。今後、これらの路線の市民への周知を含め、さらに利用していただくための工夫、取り組みを担当課としてどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

市内循環バス、高津原のりあいタクシー、予約型のりあいタクシーの利用状況は、議員がおっしゃるようによくはない状況にあります。市民の皆様への周知に努め、利用を促進する必要があります。

先ほど申しました地域公共交通網形成計画の策定後、今年度の取り組みで計画の内容や事業の実施内容については、市報、ホームページを初め、計画概要版の市内回覧や出前講座を活用してお知らせと利用をお願いしてまいりました。また、デマンド交通を導入する地区については、地元への説明会などで御理解をいただいたところでございます。そのことによって利用登録はふやすことができたと思っております。そのほか、公共交通に関する市民アンケート、満足度調査、これらを実施し、市が行っている公共交通政策の周知と御意見をそこでいただき、施策に反映させていただきたいと考えております。また、今年度携帯用の時刻表ですね、全体的な鹿島市の公共交通、バスの時刻表を作成し、各家庭に配布をいたしたところであります。また、今後、来年度に向けては無料期間や割引制度などを設けるなどして、一度お試しいただいて、それが継続的な利用につながることができればと思っております。そういった取り組みを今後続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

もう一点ですけれども、これは制度的な面でお伺いをしたいと思っておりますが、廃止路線代替バス、主に山間部を運行しておりますが、この県の補助金が平成31年3月で廃止をされると聞いていますが、その後の運行形態について、今どのように検討をされておられるのか、お伺いをしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

廃止路線代替バスの佐賀県の補助金については、議員がおっしゃられましたように、平成31年3月末で補助金の廃止の方針を出されており、これについては、佐賀県からこれまで交付してきた市町には説明をされているところです。

鹿島市が今回、地域公共交通網形成計画を策定した背景には、佐賀県の廃止路線代替バス補助金の廃止、これも要因の一つでもあります。廃止路線代替バスについては、民間のバス会社で乗客数の減少により採算がとれないことを理由にバスの運行をやめられた路線に対して、佐賀県と鹿島市が補助を行いながら運行を続けている路線であります。鹿島市では、これまで主に市の中心から山間部などの周辺地域への7路線8系統運行を続けてまいりました。平成29年度の実績では、鹿島市の補助が15,610千円、佐賀県の補助が2,878千円、合わせて18,488千円を廃止路線代替バスの運行に対して補助をしております。ここ5年間は、ほぼこれくらいの金額を負担しているところでございます。

廃止路線代替バスについては、これまで佐賀県の補助があることにより鹿島市も運行を継続してきた面もあります。今回、佐賀県の廃止路線代替バス補助金の廃止については、国においても同じような考えですが、利用の少ないバス路線については必要性の面から要件が厳しくなる傾向にあること、それともう一つは、新しい運行方法への転換を求められているということによると考えられます。したがって、鹿島市においても佐賀県の補助が廃止になることで、このまま運行を続けるにはさらなる財政負担が伴います。今回の佐賀県の補助金廃止の対応策として、計画の中で新しい運行方法の検討を行ったところであります。廃止路線代替バス路線については、特に利用の少ない路線から少しずつデマンド型タクシーへの移行を検討することとしております。これまでバス路線があつて、これを利用され、必要とされていた方がいらっしゃいますので、できるだけこれまでの利便性の低下を少なくし、バスにかわる公共交通手段の確保は必要であると考えております。

そこで、昨年10月から北鹿島線と能古見地区の2路線についてはデマンド型による予約型のりあいタクシーの運行を開始しているところであり、バスやタクシーの交通事業者と調整を図りながら、また地元との調整、それから利用状況ですね、ここら辺を確認しながら拡充できればと考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

大体鹿島市の交通政策の現状、また今後についてお伺いできましたと思いますが、ちょっと違う視点で質問をさせていただきたいと思いますが、特に福祉の面でこの交通政策を考えたときに、やはり地域の高齢化が進み、また、最近では高齢者の方が免許証を自主返納されることが多くなってきていると聞いております。そうなった場合に、先日、全員協議会でいただいた資料の中に、やはり市民が求めているのは、目的地として病院であったり、また商業施設という形になっております。その面を福祉のほうから考えた場合に、やはり高齢者の皆さん方、また交通弱者としていらっしゃる方々を、いかに市民の足を確保するかという観点から捉えたときに、担当の保険健康課のほうで考えておられる対策等がありましたらお伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

高齢者の交通手段、移動手段の確保ということでの考え方ということでございますが、現在、利用と申しますか、活用できる移動方法につきましては、先ほど来あつておりますように、バスやタクシーの公共交通機関の利用、また、市内でも何カ所か行われております福祉

有償運送をされている事業者の利用、訪問介護による通院等乗降介助というのがございますが、これは訪問介護を利用したタクシー等の利用になります。また、今回改正されました介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援等があるのではないかと考えております。

公共交通機関を利用する以外は、その利用に制限がありまして、また、道路運送法などの関係法令に沿った運用をする必要がございます。したがって、少しやはりその活用方法にはハードルが高いものがあるかと思っております。交通手段においては利用される方の目的に合った活用方法を考える必要があるのではないかと考えております。

鹿島市では生活支援体制整備事業ということで、平成28年10月から社会福祉協議会に委託して事業を開始しております。その事業の中で、高齢者の生活支援等を協議する協議体というのを設置いたして、その中で鹿島市に必要な課題等の研究をしているところであります。その中でも、やはりおっしゃられるように、高齢者の移動手段というのは議題に上がってきているところであります。先ほど申しましたように、その方に合った活用方法ということで、例えば、高齢者が移動するのではなくて、移動販売を活用するとか、配食サービスを活用するというようなこと、当然通院等につきましては高齢者の方が移動しなければなりませんので、そういったところで何かできることがあるのかというようなことで、今後検討をしていく必要があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

先日、佐賀新聞のほうに、鹿島市の取り組みとして、「鹿島市は4月から、75歳以上の高齢者や障害者、運転免許返納者を対象に、市内循環バスやのりあいタクシーの運賃を全便で100円割引する。交通弱者を支援し利便性の向上を図る。4月の1週目は無料期間を設けて周知する。」と書かれた記事が掲載されました。これまでも議会で取り上げられてきたと思いますが、現状、公共交通の空白地域というのが鹿島市にも特に高齢者の多い山間部においてあります。先ほど福祉の観点から答弁をいただきましたけれども、今後は、こういう山間部の高齢者の方々、また、そういう方々の足を守ると、確保するという観点から、市がどのように考えておられるのか。昨年の議会報告会の折に、七浦地区で議会報告会をした折も、市民の方から、やはり山間部においては高齢化が進んでおり、交通の確保ですね、市民の足の確保ということでそういう質問もあっております。ですから、現在の鹿島市が取り組んでいる交通体系ももとより、こういう空白地域においてどのように今後対応していくのかというのが一方では問われてくると思いますが、担当課としての御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

確かに七浦地区、能古見地区、古枝地区の山間部などは公共交通が通らなくて、また、住居も点在している公共交通の空白地域というのがございます。これは廃止路線代替バスの運行地域と同じように、通常の路線バスによる線的な交通では対応が非常に難しいと思っております。そのため、柔軟な対応が可能となる面的な交通による移動手段が必要とされます。そのため、今回の計画策定、先ほど申しました地域公共交通網形成計画の際に、改めて対策を検討しなければならないと認識したところであります。その対策といたしまして、生活実態に合わせた公共交通の構築が必要と考えておりまして、まず、地域住民の皆様が必要とする移動支援の方法について、地域住民の方、それから交通事業者、それと行政で連携して対応を考えたいと考えております。通常の路線バスでは今後対応が難しいということから、デマンドタクシーの運行の検討を計画の中で掲げているところでございます。

今回、導入している予約型のりあいタクシー、いわゆるデマンド運行によるタクシーについて少し説明をいたしますと、予約型のりあいタクシーは、利用したい方に事前に市役所で登録をしていただいて、登録証を発行いたします。それで、タクシー事業者に登録者名簿を提供し、利用する際は予約専用ダイヤルにより予約をしてもらう必要がありますが、利用者の自宅までは送迎ができることなど、運行範囲は制限をされますが、路線運行型とは違い、面的な対応も可能になる交通手段になり、また、通常のタクシー料金よりは安い料金で利用が可能になりますので、利用者の方にもメリットがあると思っております。予約によって運行しますので、空のタクシーが運行することはないなど、経費的な節減も見込めるものと思っております。そのため、今年度導入した廃止路線代替バスを運行した地域での利用状況や経費の状況を確認しながら、これらの検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

以上で5番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

皆さんこんにちは。4番議員の中村和典でございます。通告に従いまして一般質問いたします。

今回は、今、鹿島に必要な農業・農村の振興対策について、樋口市政3期目の意欲を確認するために、1つ目は、先ほど質問がありました頭首工、いわゆる可動井堰の整備計画について、2つ目は、新しい農業経営及び農地再生等の取り組みについて質問をいたします。

本3月定例会においては、3月5日から13日まで新年度予算、いわゆる平成30年度予算について特別委員会で審査を行いました。新年度当初予算は、市長選挙のため骨格予算とはいえ、予算総額は13,730,000千円となっており、平成29年度当初予算と比較しても6.6%の増となっております。私は、樋口市政2期目の農業分野の集大成を検証するとき、1つ目は、平成26年4月に運用を開始された産業活性化施設「海道^{みち}しるべ」を拠点として農商工連携や6次産業に向けた取り組みの支援、2つ目は、農業従事者の高齢化や後継者不足、農家数の減少など依然として厳しい状況下にある農業に対して、平成28年11月に鹿島市緊急農業振興プロジェクト会議を発足させ、中山間地の農業振興対策や鳥獣被害防止対策などを重点施策として、また、新規就農者や中核農業者が稼ぐ農業、もうける地域農業の取り組みに対して一定の評価をいたすものであります。

そこで、私は新年度予算の編成に当たり、農業関係予算として農林水産業費はどれくらいの重きを置いて計上してあるのかを注視してみました。予算総額13,730,000千円のうち農林水産業費は1,281,607千円で、構成比は9.3%を占めています。これを前年度当初予算と比べてみますと、前年度当初予算952,477千円に対し329,130千円の増額で、伸び率は予算全体の中で一番の伸び率34.6%を示しております。

また、予算全体の中で農林水産業費が9.3%の割合を占めていると申し上げましたが、この数値がどれくらいの位置を示しているのかといいますと、14費目あるうち1位が民生費の38.4%、2位が土木費の11.4%、3位が総務費の10.7%、そして4位が農林水産業費の9.3%であります。

私は、新年度予算は骨格予算とはいえ、農林水産業費に重点を置いた樋口市政の積極的な予算編成に一安心をいたしたところでございます。

それでは、質問をいたします。先ほど松田義太議員からも、頭首工の整備に関する同等の質問が約1時間ございましたが、なるべく重複は避けて質問をいたしたいと思っております。

私は、1年前の3月定例会において、一般質問でインフラの老朽化に対する鹿島市の対策についてお伺いをいたしました。

内容としては、鹿島市における地域農業水利施設ストックマネジメント事業、いわゆる可動井堰の改修工事の実施状況及び今後の対策について、特に地元負担金の割合等について質問を行いました。質疑の時間が足りず満足できる答弁を引き出すことができませんでした。その後、このことに関してかなりの反響があり、極論をいたしますと、こういった可動井堰

を撤廃して、旧式のコンクリート井堰に戻してほしいというふうな声もあったわけでございます。そういった事例を紹介してみたいと思いますが、同じ石木津川水系で可動井堰を管理する関係部落の方、また、昨年11月6日には、先ほど松田議員からありましたように、黒川川水系の伏原区長さんから議長宛てに、可動井堰の補修及びため池の漏水補修工事に対する地元負担金の軽減や多面的機能交付金の増額についての要望書が提出されました。そのことを受けて、昨年12月定例会の補正予算審議においても、角田一美議員からも要望がなされました。この関連質問は、実に私の今回の質問で第5回目となります。

地域と密着した頭首工、排水機場、ため池等のうち、これまで5年間で整備が終了した施設及び今後整備を予定されている施設がどれくらいあるのか、内容についてお答えをください。

次に、集落営農組織の法人化について質問をいたします。

私はこれまで、一般質問で鹿島市の集落営農組織の法人化がなぜ進まないのかという質問を繰り返し行ってまいりました。答弁の一例を紹介しますと、平成27年6月定例議会での農林水産課長の答弁、「集落営農の将来を見据えた集落営農組織の強化や集落営農組織から農業生産法人への移行への取り組みについても、関係機関、団体等と協力して、集落での話し合いなど、今後支援していきたいと考えております」と答えられています。2例目、平成29年3月定例会での農林水産課長の答弁であります。「18の集落営農組織が組織されてから10年目を迎えているが、法人化した事例はございません。集落営農の法人化に向けて県、市、JA等の関係機関が協力して重点集落等を設定しながら、今後も推進していきたいと考えております」という答弁をいただいております。

そこで、質問をいたします。今のこの取り組みについて状況はどのように進展しているのか、中身についてお尋ねをしたいと思います。

最後に、トレーニングファームの設置についてお尋ねをいたします。

平成30年度農林水産課の重点施策として、北鹿島地区に122,183千円を投資して設置をされますトマトのトレーニングファームの設置の目的、募集案内の要領及び研修内容等についてお伺いします。

以上で総括質疑を終わります。あとは一問一答で質問いたしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、中村議員の御質問でございます。頭首工の5カ年の実績についてでございます。

平成26年度から平成30年度まで第2期の地域農業水利ストックマネジメント事業計画を定めておりまして、柳瀬頭首工を含めた30カ所のうち、平成26年度に落合頭首工、平成27年度

に井手分頭首工、平成28年度に犬王袋頭首工、本年度29年度、高良頭首工と山王頭首工、若宮頭首工——これはもう設計ですね——を整備いたしているところでございます。

平成26年度に行いました落合頭首工につきましては、頭首工ゲートの塗装、27年度の井手分頭首工につきましては、岩津配管の改修工事、平成28年度には犬王袋頭首工の駆動エンジン更新、それから今年度、29年度が高良頭首工のゲート改修工事と山王頭首工のシリンダー交換、そして、若宮頭首工のシリンダー交換の設計を行っているところでございます。

次に、今後の計画についてでございます。

来年度に若宮頭首工の工事、これはシリンダー交換を計画いたしております。また、31年度以降の計画については、来年度の国県補助のつきぐあいにもよりますが、当初の第2期計画で予定していた頭首工6カ所のうち、計画期間内に終えたものが2カ所ございますけれども、計画になかった頭首工4カ所を緊急工事として優先実施した関係で、現時点では残りの4カ所、六地蔵、不動、執行分、横田について未済みとなる見通しでございます。この4カ所については、平成31年度からの第3期計画、5カ年において優先要望するとともに、市の頭首工台帳で把握している補修が必要な施設を加えて要望する考えでございます。

それから、鹿島市の集落営農の法人化の取り組みについてでございます。

鹿島市では、平たん部を中心に平成19年度に国庫事業を実施し、当時、水田営農所得安定対策の要件をクリアするため18の集落営農組織が設立され、水稻、麦、大豆などの基幹作業を共同利用の大型機械等を活用しながら営農組織として農業が行われております。しかしながら、農業者の高齢化が進み担い手が少なくなる中、オペレーターの確保、調整にも苦勞されており、このままの集落営農で農地を守るのだろうかとか、転作のブロックローテーション制度が崩れるのではないかなど、さまざまな問題点を抱えておられます。

佐賀県、市、JAが一体となり農業生産法人への移行を現在推進している途中でございますが、いまだに法人化ということには至っていないのが現状でございます。

現状としましては、先ほど中村議員のほうから説明がございましたとおり、なかなか農業の受け手がないということもありますけれども、集落営農組織で役員のなり手がなかなかいらっしやらない。あるいは法人化への構成の関心が薄いのではないかと、逆に言えば、まだまだやれると思っていらっしゃる方が多いのではないかと考えておりますが、あとは法人化して失敗したら言い出した役員の責任となるという声もあるようでございまして、なかなか思うように進んでいないというのは、もう中村議員の御指摘のとおりでございます。

それから、続きましてトレーニングファームの関係でございます。

トレーニングファームにつきましては、部会を通じた産地の維持発展に取り組む農業者を確保、育成するため、新たに施設園芸作物の生産を希望する方に対して生産技術、農業経営等の講義やハウス実習による研修を行うほか、就農に向けた支援を行う目的でございます。

事業主体は佐賀県農業協同組合、それから今回のみどり地区のトレーニングファームの品

目は、施設トマトとなっております。研修内容としましては、トマトの生産技術、農業経営等の講義及びハウス実践研修等でございます。実施場所は、北鹿島の大字常広地区、ハウスの施設は20アール、その他、事務棟、機械格納庫、附帯設備がございます。駐車場等ですね。受け入れ人数につきましては、最大3組（249ページで訂正）ということで、夫婦を原則としておりますが、単身者の場合は1組1名とするものでございます。研修期間は原則2年、指導者は専任講師及び管内の先進農家より協議会が選任をいたすということになっております。

募集期間ですけれども、本日から募集を開始いたしておまして、4月30日までは募集期間といたすところでございます。その後、選考いたしまして研修生の決定を図りたいと考えておるところでございます。

それから、研修内容ということでお尋ねでした。まずは2年間の間に基礎研修、これは整理形態、土壌、病害虫防除の基礎知識、品種特性、作型について肥料、農薬の基礎知識を習得していただきます。また、実地研修におきましては、ハウス内の温湿度の管理についての、あるいは附帯設備の操作方法、そういったことについての研修です。それから、出荷調整、経営管理、就農準備、最後に仲間づくりが研修内容となっております。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

それでは、一問一答で質問をいたしたいと思います。

まず、頭首工の整備についてでございますが、先ほど松田議員のほうから積極的な質問をしていただきましたので、重複する分については避けて、前回からの課題として私が理解できなかった分について、二、三お尋ねをしたいと思います。

まず、補助率の問題でございますが、先ほどの答弁の中でも、課長が申されておりますように、中川水系とその他の水系との補助率の違いが生じていると、これが前回私もちょっと質問したわけでございますが、非常に納得しがたい答弁をいただいております。中川水系が若干補助率が高うございます。その理由についてお尋ねをしましたところ、施設の規模が大きい、それから修繕費が高額となるためというふうな答弁をいただいたわけでございますが、先ほど来、松田議員からもあっておりますように、この頭首工の果たす役割、大小は区別はないかと私は思っております。それから、同じ天の水を授かる受益地元として、何ら不均衡に扱われる状態ではないということをまず認識いたしております。それで、これがどういうふうな状況になっているかというのを再度申し上げたいと思いますが、中川水系につきましては、先ほどからあっておりますように、国と県で70%、これは中川水系以外でも全く同率でございます。ただ、違うところが、地元負担金、いわゆる市と地元の受益者が負担する割合が中川水系では市が15%、地元受益者組織が15%ということで、30%の負担率を5対5で

平等に負担する仕組みになっております。しかし、石木津川水系等のほかの状況を見てみますと、市の負担が9.75%、それから地元受益者組織の負担が22.75%ということで、これを合計いたしますと32.5%の負担割合になります。それで、これを比率で換算いたしますと、市の持ち出しが3、地元の持ち出しが7ということで、先ほどの中川水系と比較をいたしまして、5対5ではなく、市が3、地元が7ということで3対7の割合になっております。こころのこの差異について前回の答弁では納得いたしておりませんので、再度この辺の違いがどこから、どういう根拠で設定をされたのか、まずその点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、中川水系とその他の水系との補助率の違いということでございます。

先ほど議員が御指摘されましたように、中川水系につきましては、国県の補助残が市5、地元5、5対5となっております。15%・15%ですね。それから、その他の水系、これにつきましては、市3、地元7ということになっておりまして、9%と21%になります。

どうしてこういったふうに水系によって違うのかということですが、議員御指摘のとおり、河川幅がやはり根本的に違っていて、必然的にこういった事業を行うとなると相当の事業費がかかってまいります。そこで、市の負担割合をふやして地元負担金の軽減を図ってきた、これまでがですね。そういった経緯がございます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

私が申し上げたのは、その理由が納得できないということで、もう少し進展した答弁を期待しとったわけですが、先ほど松田議員の質問を聞いても、全く検討はしているけど、まだ結果まで見出していないというふうな答弁がっておりますので、再度この点を含めて、市民が納得するような根拠を見出していきたいと思っております。

それからもう一点ですね、これも前回の私の質問で指摘をしとったわけですが、ストックマネジメント事業の事業費の負担区分の中に、先ほど申し上げた国、県、市、地元の補助金の負担割合のほかに、賦課金ということで、これは事業費に対して市が0.75%、地元が1.75%を土地改良連合会の賦課金として納付をするということで定められております。それで、私たちも地元の整備委員会の中で、なぜ今どきこの土地改良連合会に2.25%の賦課金を納めなきゃならないのか、非常に疑問視する声が多数ございました。それで、あえて私は今回、このことについて正確な答弁をいただきたいということで考えておりますので、明確な回答をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、土地改良連合会の負担金2.5%ですね、この根拠についてでございます。

この賦課金については、土地改良法第111条の21で定められており、当連合会の定款第1条には「土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。」と定められておりまして、業務活動の経済的な基礎経費の一部として認められたものでございます。

○議長（松尾勝利君）

質問の途中ですが、午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

それでは、午前中に引き続き、頭首工の整備について何点か質問いたしたいと思います。

まず、昼前に土地改良連合会の負担金2.5%の根拠についてお尋ねをしたわけでございますが、課長の答弁としては、条例上の定めで納めなければならないという答弁がありました。

それで、これまで松田議員の質問を初め、私の質問も含めてでございますが、こういった農業水利施設についてはかなり老朽化をして更新の時期に来ているという今の時期でございます。そういったものを考えたときに、この土地改良連合会の負担金について、そういった条例上の決まりごとだけで継続納付をせにゃいかんのかという問題も新たに浮上してくるんじゃないかということを感じております。それで、条例事項であれば、なおさら市として土地改良連合会のほうにこういった決まりについて、改正の見直しについて要望等、あるいは要求をされる考えはないのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

土地改良事業団の連合会の賦課金、これは特別賦課金ですね、これは先ほども申し上げましたとおり、土地改良法第111条の21で定められているということでございまして、この賦課金につきましては、定款でも表示を記載されておりまして、総会も開かれ承認をいただいているということでございます。

この使途につきましては、基礎経費の一部として主に事業推進費、教育情報事業費、事務費負担金ということで、そういうふうな項目で支出をされております。ですから、土地改良事業団体連合会は法律に基づく賦課金が認められていること、こういった使途についてもきちんと使って、報告もされているということ、このようなことから、この連合会運営が維持継続されていくためには、こういった負担金も必要なのかなという感じがしております。

この負担金につきまして、賦課金につきまして、率を下げるとか、そういったことになれば、それなりの根拠、下げる理由というのが当然必要になってきますので、そこら辺も十分研究しながら勉強させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

4 番中村和典議員。

○4 番（中村和典君）

それでは、私のほうから下げさせていただきたい理由について今提言をいたしたいと思いますが、私が知っている限り、こういった頭首工、ため池、あるいは用水施設、こういったものがもう30年、40年経過する中で、土地改良連合会が定期的または不定期的にも地元へ足を運んで維持管理の指導をされたり、あるいはそういった助言等をされたというふうな記憶は全くございません。

それで、こういったものを理由に、今、課長が言われましたように、理由を検討したいということですが、ぜひこういったものを現場の声を聞きながら、もうこれについては早急に対策を練ってそういった運動をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

佐賀県土地改良事業団体連合会ですね、土改連と申し上げておりますが、ここは、先ほど来、平成31年度以降、3期対策ということになりますが、こういったところで専門的な調査、審査をしていただくことになっておりまして、こういった私どもでできないような専門的分野についても、こういった助言もいただいているところでございますので、全然地元に来ていただいているのかということにはございませんで、今後も土改連とそういった指導を受けながらやっていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

4 番中村和典議員。

○4 番（中村和典君）

先ほど私が申し上げますように、地元、現場の声としてそういった要望があるということ

はぜひ伝えていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、頭首工についてもう一点質問をいたしたいと思えます。

松田議員の質問の中にもちよこちよこ触れられておりましたが、こういった可動井堰、いわゆるこの用水施設に係る維持管理契約というのが私もずっとさかのぼって調べてみました。当然、県が管理する河川を利用する立場でございますので、井堰を維持管理する地元の水利組合、あるいは関係組織との協定といいますか、あるいは根拠に基づく契約みたいなものがあって当然だという認識に立って、いろいろちょっと調べてみました。

それで、地元のそういった人たちにもずっと記憶をたどっていただいたわけでございますが、地元にはそういった根拠の書類というのは全く残っておりません。それで、県の立場では多分あるんじゃないかろうかということで、いろいろ例規集を見ておきますと、河川工事における用水施設補償要領についてということで、維持管理の補償契約書の文例だけは表示をされております。それで、この内容を若干見ておきますと、こういった施設の維持管理の補償ですね、こういったものについては地元でやってくださいというふうなくだりがございませぬ。

それで、今申し上げますように、当然、こういった重要な機能を持つ頭首工でございますので、今後、維持管理の運営上、このような契約書があつてしかるべきという形で考えておりますので、この辺の県との協議、あるいは締結についての考え方、どのようにお考えであるのか、その点についてお伺いをしたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

河川を管理する佐賀県と農業水利施設を利用する地元組織との協定や契約書等が締結する必要があるのではないかと御質問だと思います。

契約とか、そういった約束事、これがどのような内容で契約をするのか、あるいは現在お互いにやっぱり信頼関係と申しますか、事業採択の折には県のほうは非常に協力的で補助等も含めて支援をしていただいておりますけれども、ただし、今そういった内容について定める必要性というのがあれば、鹿島市としても研究し、調整し、そういった地元の支援も図っていきたいというふうにする次第でございます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

なぜこういう質問を私が取り上げているかといいますと、昨年、浜川の改修期成会の会合の場で、今の可動式の井堰について非常に将来的に経費を伴うと、そういったことで、浜川についてはぜひ今後の改修計画の中でコンクリート井堰のままで改修をお願いしたいという

ふうな要望をいたしました。そのとき私がちょっと質問をしたわけですが、可動式でどういうふうな混乱が生じていますかという質問をしたわけですね。そこで言われたのが、河川法という法律が非常に強いと、河川法によって井堰の高さ、あるいは水の流れ方、水の量、そういったものを全て決定してあると、それで、一度でき上がった河川については、幾ら地元の要望であれ河川法が優先しますので、地元のそういったコンクリートでの井堰、そういったものにはなかなか受け入れがたいというふうな答弁がありました。私は、ずっと考えておりますと、非常におかしいなど。

それで、そういった、先ほど申し上げますように、ずっと以前から地元と県と、あるいは市との間にこういった河川の利用に関する、あるいは維持管理に関する協定書、あるいは契約書があればこういった混乱が避けられたんじゃないかなろうかという感じを持っております。

それで、冒頭申し上げますように、人工的な可動井堰については、非常に今後人手の問題、あるいは施設の老朽化の問題含めて問題が山積しているという状況でございます。そいけん、ある人は、全ての可動井堰をコンクリート井堰に戻してほしいという方もいらっしゃいます。こういう意見を踏まえながら、農林水産課としてもぜひ今後のこの井堰に関する対応については真剣に考えていただきたいなという願いをしたいと思っております。

それでは、最後に質問をいたしたいと思っておりますが、いろいろこれまで補助金の増額の問題、あるいは地元負担の軽減の問題、そういったものを今提起したわけですが、一つのこの地元の農業水利含めて、こういった施設の改修に当たっての新たな考え方ということで私もちょっとひらめいたわけですが、以前鹿島市では、団体営農土地改良事業ということで、圃場整備とか水路の改修工事、そういったものをどんどん実証いたしておりました。

それで、そのときの多分補助金の取り扱いについても、今の現状とはほぼ変わっていないかと思いますが、その当時、鹿島市が対応していただいた策が、工事の決定した場所について実施設計額が確定した段階で工事費を一括して金融機関から借り上げて、そして、まず当面予定している場所の復旧なり修繕を急ぐと、あるいは工事を急ぐという手段を優先したわけですが。そしてあと、国、県以外の地元負担金についてはどのような調整の手段を選んだかといいますと、借り入れた、あと不足額の分を借り入れして、その償還に対しての助成措置を市独自で措置をしていただきました。

確かに行政当局としては、農家の、あるいは農業者の、あるいは地元のためにはなっているということは承知しながらも、なかなかその目立った事業としては捉えがたいというふうな悩みもあったわけですが。いわゆる影の仁義にしかならないというふうな声も聞かれた時期がございました。しかし、土地改良事業というのは、8年から長くて20年ぐらいのスパンで償還をするわけですが、こういった償還払いの助成制度の導入によってお互い行政当局も地元の受益者も、もう年次が経過するに従って、その事業そのものがスムーズに

完了の日を見たというふうな実績が多々ありました。

それで、私がそこでひらめいたのが、こういった過去に鹿島市が取り組んでいた償還払い方式の助成制度をもう一回こういった農業水利施設について構築をして、こういった制度をつくられたらどうだろうかということを考えてみたわけですが、この点について課長なり部長の答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

私からお答えいたします。

今の御提言は大変貴重な御意見じゃないかと思うんですよ。先ほど松田議員の御答弁に、いろんな策を今検討しているとお話をしました。もちろんある特定の案に絞って結論が出ているわけじゃございませんが、御提言の案は、基本的にはといたしますか、そのまま適用できるかどうかは別なんですけども、大変有益なといたしますかね、我々の検討の材料にはなるんじゃないかと思って、今、事務的には詰めさせているところです。

ただ、その前提となりまして、少しお話をしておきますと、先ほどお話があった土地改良の負担金のお話を含めて申し上げますと、土地改良は今から10年ぐらい前に大きな変革があったんですよ。というのは、総額が削られたこととあわせて、事務費の削減が大変大きな規模で行われました。したがって、その負担をどうするかという一種の組織内の議論も大変重要な議論として行われたわけでございます。その結果、土地改良区は、御承知ですけども、御承知だと思いますが、自分たちが設立をする組織ですよ。つくらなきゃいけないということではございません。一種の自治組織です。したがって大概の事務的な部分は自分たちで賄わないといけないという原則がございますから、その部分との折り合いになるんじゃないかと思います。

それともう一つ、今話題の中心になりました中川水系、これはほかの頭首工と大変違った経過を持っております。どういうことかといいますと、昭和51年にこの地方を大変大きな災害が2つ見舞ったことが皆さん御記憶、おらなかった方もおられますが、覚えておられると思います。そのときに、大変大きな災害が、特に佐賀県の西側が、鹿島だけじゃなくて、塩田、武雄、多久の一部も犠牲になったと思います。

したがって、そういうところの水管理をどうするかということ、それから全国的に51年の場合は被害が出ていますから、そういうバランスを見ながら回復、復旧をどうするかという考え方が基本にあったと思います。もともと頭首工には、さっきからお話がありますように、基本的な補助率でございまして、ルールどおり、県と国とで70、市と地元で9対21、3・7といたしますか、あったんですが、この中川水系だけはそういう背景の中で作り上げられた施策ですから、比率が違っているということは、もうこれは当時の事情からして結果として

そうだったんだろうと思われます。

それで、逆にこの部分は実は資料が残っていないんですよ、もう40年ぐらい前の話ですから。ただ、いろんな施策をまとめ上げますと、ただ単に補助率を上げるだけでは世の中に説明がしにくいということで、ここには水利組合というのがつくられていると、中川には。これも御承知だと思います。したがって、単に公共的な補助だけではなくて、自分たちも応分の負担をしないといけないよということで、現時点でも非農家の方が積み立てておられますよね。これは御承知だと思います。したがって、単純に補助率だけで比較すると難しいと思いますが、そういう背景があったということも記憶をしておいていただきたいと思います。そういう中で、我々はどのような方法を取り入れるかということを考えていかないといけないと。

バックには、お話がございましたように、最近は単に農業利用だけではなくて、ほかの景観とか国土保全、多面的機能があるからということで、水は特別扱いだという機運が次第に出てきてはおります。そういう中でどういうふうにまとめていくか、これはもう緊急にまとめないといけない課題ではあります。

したがって、繰り返しになりますが、先ほどお話をしましたように、単純にルールを当てはめると、70・30を3対7で割るということですが、それではもう農業者、あるいは受益者の方はもたないだろうと、何か鹿島らしさの出てくるような方式を考えようという幾つか選択肢はございますが、お話をしましたように、その中の考え方の基礎になっているのは、御提案のあったように、過去鹿島が1回とったことのある方式が参考になるんじゃないかなと、それは頭の中にあるわけがございまして、数字は別として、当時と、できるだけ負担が軽くなるような、いわば劇的に少なくなるような方式がないだろうかということで考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

市長から答弁をいただきまして、松田議員の最後の答弁にありましたように、とにかく市長が先頭に立ってこの問題については全力投球をするということで宣言をしていただきましたので、もう私たちもそれを期待するしかないというふうに命じております。よろしく願いたいと思います。

それでは、次の質問に入っていきたいと思ひます。

集落営農組織の法人化についての質問でございますが、ことし1月23日にエイブルで開催されました、水田の人と農地を考える法人化シンポジウムin藤津に産業部として部長が出席されたのか、課長が出席されたのかわかりませんが、そのとき出席された方の感想をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

平成29年度水田の人と農地を考える法人化シンポジウム in 藤津のことを御紹介いただいております。私も出席をいたしまして、こういった冊子も作成されております。（冊子を示す）その中で、嬉野市の2つの法人が新たに法人化されたという報告をお聞きしたわけでございます。

鹿島市では、現在18の集落営農組合がございまして、私どもも県やJAと一緒に法人化の推進を行っているところでございますが、その中で、講演をされた講師の方が法人化しなければもったいないということで非常に進んだ講演をされました。私もお聞きしております、非常に法人化を進めるべきであるということで確信を持ったわけでございますが、しかし一方で、やはり法人化へのステップアップがなかなか厳しいのではないかという感想も持ったわけでございます。やはり法人化するためには、その地域の強いリーダーシップを発揮される方、それから、これは会計が複式簿記になっておりますので、こういった会計処理関係の知識をお持ちの方、こういったことを必要であるのではないかというふうな感想を持ったわけでございます。非常にいい講演会でございましたので、鹿島市でも一つでも多くの法人化が誕生することを願っているということで感想にかえさせていただきます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

私自身は、そのシンポジウムに出席はしておりませんが、ちょうど後日、鹿島のケーブルテレビでその録画が流れておりました。それを私が見て、今まで私がこの議会の中で一般質問で取り上げて執行部の取り組みに対して喚起を促してきたことをふと思い出しました。まず、その状況でございますが、先ほど課長も言われましたように、隣の嬉野市塩田町の農事組合法人ファーム北志田と冬野集落の農地を守る会の代表者が農地を守るために行動を起こす大切さを真摯に訴えられたことに非常に共鳴をいたしました。また、講師の農山村地域経済研究所の楠本雅弘所長が後継者不足や耕作放棄地の増加、有害鳥獣対策など農村が抱える共通課題について最善の解決方法は集落営農と強調されておりました。具体的には、地域の多彩な人材が活動に参加するだけでなく、法人化で若者の雇用やふるさとを離れた人の受け皿になり得るとし、地域を元気にし、将来に明るい展望を持たせられると強調されておりましたことに非常に敬意を表しました。さらに、地域としていかに産地をつくっていくか、農業は地域の産業として転換していくべきだと訴えられました。

私は、こういった講演を聞いて、久しぶりに刺激を覚え、シンポジウムの資料を生産組合長からお借りをして何回か目を通してみました。その感想が今申し上げた内容でございます。

そこで、再度課長に質問いたしたいと思いますが、鹿島市として、10年間停滞したままの状況の法人化への道を今後どのような手段を講じて改革しようと思っておられるのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

法人化への道筋をどう市として支援していくのかということですね。

鹿島市としましても、JAや佐賀県と一緒に法人化への情報提供等を行っているわけでございます。実は市内のある生産組合の中で水田の耕作者がいないということで、これでは荒廃になってしまっていて大変だと、農地の周辺にも病虫害等が及んでしまうという危機感から何とかしようということで、数人の農業者の方が行政区や生産組合と一緒に話し合いをされております。その中で、一気に法人ということにはなかなか難しいということで、共同耕作をされるということになったということです。

私どもは、会計処理については複式簿記ということになってまいりますし、それからどのような手順で法人化したほうがいいのか、あるいは法人化のメリット、デメリット、こういったものもお示しをしながら、そして、こういった地域で盛り上がったところには一緒に考えて、農業者の皆様とよりよい方向に行けたらというふうな考えを持っております。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

課長の答弁としては、何回も同じような内容の繰り返しでございますが、私が申し上げておりますように、10年前も私が提言を始めた3年前からも全く状況が進んでいないと、遅々として取り組み自体が停滞しているんじゃないかという感じを持っております。

それで、一つの提言ということで申し上げたいと思いますが、こういった農家の、あるいは生産組合の指導に専門的な知識を持っておられる農業改良普及センター、あるいは佐賀県の農業会議、あるいはことしのシンポジウムの講師にお見えになった農山村地域経済研究所、あるいは地元の農業協同組合、あるいは生産組合の代表者、そういった構成で、まずモデル的な鹿島における法人化への道を探るために、法人化推進協議会というふうな組織を立ち上げてがいいんじゃないかという感じがいたしますが、この点について執行部はどういうお考えでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

法人化を立ち上げるための協議会を組織するという案でございますけれども、現在も佐賀

県を中心としまして、普及センターを中心としまして、JAのほうも参加をしていただいているし、行政機関の中では法人化についての協議会を持っているところがございますけれども、よりモデル地区ということで参加をいただいた、そういった協議会というのも、今、中村議員の案ということで、こちらでもぜひ検討をさせていただきたいと考えます。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

これまでいろいろ課長の答弁を聞く中で、机上ではそういった対応ぐらいしかできないんじゃないかという感じがいたしますが、実際今の鹿島の農業の就業者の実態、あるいは高齢化の実態、後継者不足の実態、そういったものを踏まえて、特に農業委員会のほうでも遊休農地が約700ヘクタール強あるという中で、やっぱりモデル的な法人経営を営む組織を早く立ち上げないと産地間競争には取り残されて、鹿島の知名度、あるいはブランドも全く消え失せてしまうんじゃないかという感じを持つものでございます。

先ほども事例発表を申し上げましたように、隣の塩田町では、本当に小さな集落が今立ち上がって、2年も3年もかかって法人化への道を着実に築き上げておられます。そういった動きが何で鹿島はできないのかなというのが疑問でございます。そいけん、課長が言われることはわかりますが、かなりやっぱり踏み込んだ提案をしていかないと、こういったことは前に進んでいかないというのが鉄則でございますので、先ほど申し上げますように、モデル的な集落を法人化して、鹿島の牽引力となるような形で取り組んでいただきたいということをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

それでは最後に、総括で申し上げておりましたトレーニングファームについてお尋ねをしたいと思います。

30年度の農林水産課の重点施策ということで、多額の経費を投入して鹿島に設置をされるわけでございますが、このトレーニングファームの利用年数といいますか、補助金の取り扱いの中で決められた耐用年数というのはどれくらいの期間を見込んでおられるのか、まずその点についてお伺いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

耐用年数ということですが、ハウス施設の耐用年数ということによろしいですか。

申しわけございませんが、これは軽量鉄骨によるパイプハウスということになってきます。ビニールもですね、ビニールハウスですね。ですから、耐用年数については、減価償却期間ということになりますけれども、軽量鉄骨のビニールハウスが耐用年数が何年かということについては私のほうでは把握をしておりませんので、後だって報告をさせていただきたいと

思います。

○議長（松尾勝利君）

4 番中村和典議員。

○4 番（中村和典君）

私がちょっと前置きを言っておりませんでしたので、戸惑うあれやったかと思いますが、こういった補助事業で施設を設置される場合には、多分補助金適正化法があつて、この施設については何年間利用するのかというのは当然設定をされているかと思ひます。

それで、先ほどこのトレーニングファームについて総括で質問をしたときに、2年間の研修で2組、あるいは4人ぐらいの研修を2年のローテーションで見込んでいるというふうな答弁があつたわけでございますが、それを逆に換算をいたしますと、2年間のローテーションで研修を積まれた方がこの施設から何人新規就農者として巣立っていかれるのか、その点についての考えをお尋ねしたいと思ひますが、わかりますか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

冒頭、総括質疑の中で私は、募集人員が3組だと申し上げましたけれども、これは募集要項が本日から開始されまして、それについては2組ということになっておりますので、訂正をしておわび申し上げたいと思ひます。

それから、トレーニングファームにつきましては、このほかにも武雄市ではキュウリハウスが28年度、佐賀のほうでもハウレンソウのハウス、それから30年度で、今回、鹿島市の施設トマトと白石町のイチゴハウスということで、合計4つの施設がトレーニングファームでございます。これもそれぞれの2組とか3組とか、そういった規模での更新になってございます。研修期間は2年ですので、施設トマトでいうと、2組の2年が半永久的に続くものというふうにご考へております。

なお、佐賀県の新規就農者の目標は年間180人と聞いておりますので、少しでも鹿島市に新規就農者がふえることを願つて、このトレーニングファーム事業を遂行していきたいと考へておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

4 番中村和典議員。

○4 番（中村和典君）

ちょっと時間がございませんので核心に入つていきたいと思ひますが、私は、平成27年6月の定例会において、一般質問でこのトレーニングファームの鹿島市への誘致についてお願いをいたしました。その背景を申し上げますと、ちょうど私たちはその年の4月に市議会議員選挙があり、有権者の声として鹿島市の農業の再生を樋口市長と一緒にやってもらえたと

いうふうな要望が数多くありました。すなわち樋口市長の手腕に期待するとの2つの声があったことを記憶しております。私自身も初めて議員になって初質問ということで、どきどきははらしながらこの問題を取り上げたことを思い出しております。そのときの市長の答弁を若干紹介いたしますと、農業にとっての難しさは3つあると。1つ目は、生産手段である土地をどういうふうにして移転、あるいは流動化できるのだろうか。2つ目は、農業は技術職という技能職であり、鹿島の得意わざである物づくりの原形と考える。3つ目は、一番大切なことはもうけることであるということ、最後にこう結ばれております。もうける農業塾みたいなものを、いっぱい先生がおられますから、お手本にしてみたいなというのを今頭の中で磨いているところでございます。さらに市長はよく、農業分野ほど支援があるところはない。ほかの業種からはうらやましがられていると言われます。私は、もうける農業塾みたいなものがこの今回設置をされるトレーニングファームであり、計画をされている農業盤ビジネスサポートセンターと受けとめておりますが、市長の御見解はいかがでしょうか。その点についてお伺いしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

端的に申し上げます。

おっしゃるとおりでいいんじゃないかと思っております。もう一つつけ加えて言いますと、やはり自分でいいと思っているものと世間がいいと思うものとは必ずしも一致しないこともあるから、そこで世の中で、なおさらほかの人たち、さっき言葉がありました産地間競争といいますか、そういうものを含めたブランドをちゃんとつくっていくと、そこに勝ち残れば、おっしゃるような形で流れがいくんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

時間がありませんので。（「答弁して」と呼ぶ者あり）いいですか。下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

先ほどトレーニングファームの耐用年数についてお尋ねでしたけれども、耐用年数14年となっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

時間がもう迫ってまいりましたので、最後にもう一回市長にお伺いしたいと思います。

いろいろ今まで難しい問題を提供してきたわけでございますが、これから市長が鹿島市の

農業・農村へ鹿島創生の加速として夢を実現するためにどのような施策を講じていかれようと考えておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。簡潔にお願いします。

○市長（樋口久俊君）

議長から簡潔にとおっしゃられましたから。私は、既に鹿島市はという、私自身8年間の経験で可能な限り投入をして、もう相当の、自動車でいいますとギアはセカンドぐらいに入っているんじゃないかと思います。これからトップギアに入れるというタイミングに来ているんじゃないかと思っております。

あともう一つ、鹿島らしさということ言えば、鹿島はいつも申し上げておりますが、7つの顔があると言っておりますが、何か一つで固定するというのではなくて、いろんなものづくりとか観光とか、人々の集まって力を発揮する集団的なエネルギー、そういうものを全て発揮できるということでございますから、小さな、ちっちゃなまちだけでも、小さな複合都市になれるという可能性を十分持っていると思いますので、そういう意味で能力をそれぞれが切磋琢磨して発揮していけば、何も新幹線が来なくてもいいというまちになるんじゃないかと、私はそう思っております。

○議長（松尾勝利君）

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩し、2時5分から再開します。

午後1時53分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

8番議員、勝屋弘貞でございます。通告に従いまして御質問を申し上げます。

今議会では、介護保険制度改正による今後の方向性と課題についてお尋ねしたいと思います。

前回、12月議会におきましては、今回と同じ福祉行政関係の質問ということで、鹿島市における地域共生社会の実現に向けた取り組みということで、第2次地域福祉活動計画や地域包括ケアシステム等について御質問申し上げましたが、そのやりとりの中で聞き損なった分とかもございましたので、今回、関連質問ということで改めて御質問申し上げたいと思うところもあります。よろしくお願いします。

それでは、1つ目の質問ですが、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する上での影響

と課題についてお尋ね申し上げます。

現在は移行期間としてされているところでございますけれども、ことしの4月に介護保険制度の一部が改正され、俗に団塊の世代と呼ばれる方々が75歳となられる2025年をめぐりに、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、各市町村におきましては、おのおの実情に合った医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現すべく取り組んでいるところでございます。

大都市部では、75歳以上の人口が急増し、鹿島市を初めとします多くの市町村におきましては、75歳以上の人口の増加は緩やかだが人口は減少すると予測されており、この高齢化の進展状況には大きな地域差が出てくるということを踏まえ、保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じておのおの自治体に合った地域包括ケアシステムを構築すべく努力されているようでございます。

さて、平成26年に行われました、さきの介護保険制度改正では、多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを各市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化が図られました。平成29年4月までに全ての市町村が、支援を必要とされる高齢者に対し介護予防・日常生活支援総合事業を開始させるものとなっておりますが、これに伴いまして、平成29年度末をもって現行の予防給付のうち、訪問介護と通所介護につきましては、これを全て終了することになっているわけでございます。

移行期間として認められた平成27年度から、鹿島市におきましても独自の事業が提供できるよう、厚労省から示されたガイドラインに沿い、事業の全体像や趣旨を理解し、他の市町村の動向やモデルケースを参考に、近隣地域における高齢者のニーズや生活支援サービスの状況を調査し、鹿島市に、地域にふさわしい事業のあり方、課題を探り、新事業への円滑な移行に向けて既存の事業とのバランスを考慮しながら、着々と準備を進めてこられたと思います。

介護予防・日常生活支援総合事業の導入は、地域の実情や住民のニーズ、地域の課題、活用が可能な地域資源などを把握した上で、事業内容の検討が必要であり、実際、その事業運営におきましては、介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供する介護事業者は、行政担当者やボランティア団体などと連絡、連携し、常にお互いの課題を共有しながら意思疎通を図ることが非常に大切なこととなるわけでございます。制度が改正されたことにより、利用者が余計利用しづらくなったり、事業者の経営が悪化するといったことが起こることとはあってはならないことで、鹿島市においては、安全で安心して暮らせるまちの基礎的部分である福祉に関する取り組みは、他の自治体の一歩前に行くといった気持ちで取り組んでもらいたいと思う次第でございます。

それでは、質問でございますけれども、今回の制度改正に適応すべく取り組まれてこれ

たと思いますが、今までの流れを含め、現在の進捗状況はどういったぐあいなのか、まずもってお聞きしたいと思います。

2つ目の質問でございます。

要支援1、要支援2の給付を市町村事業へ移行されたことでの影響についてお尋ねしたいと思います。利用者の負担、市の負担等を交えて答弁いただければと思います。

介護保険制度を利用するために必要な要支援1、要支援2と認定された人が受けられる介護サービスが市町村の事業となり、国や県ではなく、各市町村が主体となって介護事業を進めることとなったわけでございますけれども、今後、確実に増大する介護サービス費用を抑制すべく、要介護状態になる人をふやさないよう、介護予防事業に力を入れ、地域に合ったシステムづくり等々の視点に立った今回の制度の改正と認識いたしております。

要支援1、要支援2の介護認定を受けた方々が利用できる介護予防通所介護、俗に言うデイサービスでございます。それと介護予防訪問介護、ホームヘルプのことでございます。これが鹿島市事業に移行されまして、既存の介護事業所だけではなく、異業種の企業やボランティア団体、NPO法人、生協等がその担い手として同事業に参加できるようになったわけでございます。

しかしながら、市町村が主体的に計画をし、限られた財源の中、介護予防事業を進めることになり、自主財源も豊富で介護予防事業を充実させる計画の立案に積極的、意欲的な市町村で暮らす方々には有利であり、それがままならない市町村で暮らす方々には不利になるのではないかという感が否めないわけでございます。介護予防にも地域格差が出るのではないかと、そういうことでございます。

鹿島市の取り組み主体では、他の市町村とのサービスの格差が発生するのではないかと、懸念するところでございます。厚労省におきましては、その各市町村の実績に応じ交付金を上乘せするインセンティブ、報奨金制度でございますが、これを用いるとしておるところでございますけれども、実績を積みたくても、事業計画に見合った財源、事業者等が確保できなければ報奨金も入らず、ますます格差が広がっていくという悪循環になりかねないわけでございます。移行に伴い、鹿島市への影響は、利用者への負担、市の負担はどうなるのか、お尋ねしたいと思います。

以上で総括の質問を終わります。3項目めの事業所の現況と今後の影響につきましては、後の一問一答にてお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

介護保険の制度改正による今後の方向性、課題、現在の進捗状況と市町村事業へ移行する

ことでの影響という御質問でございますけれども、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業でございますが、介護保険法に規定される市町村が行う地域支援事業の一つであります。市町村が中心となって地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものとされています。

総合事業は、介護予防通所介護、介護予防訪問介護等に移行し、要支援者等を対象とした訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントから成る介護予防・生活支援サービス事業と第1号被保険者全てを対象とした介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業から成る一般介護予防事業から構成をされているところであります。

御質問の現在の進捗状況でございますけれども、杵藤地区広域市町村圏内の市町では、平成29年度から総合事業に移行することとし、現在、取り組みを行い、約1年が経過したところであります。

介護予防通所介護と介護予防訪問介護の利用者におかれましては、介護保険の認定期間の更新期に合わせまして、総合事業への移行となっておりますところと見られます。

現在の各サービスの提供内容は、総合事業のうち、予防給付相当のサービスを提供しているところであります。いわゆる現行相当のサービスであり、受けるサービスの内容やかかる費用は、これまでの予防給付と変更はございません。

なお、平成29年3月時点で従前の介護予防訪問介護の利用者は64人、介護予防通所介護の利用者は114人でありましたが、平成29年12月利用分では、総合事業の訪問介護の利用者が55人、予防給付が15人、総合事業の通所介護利用者が76人、予防給付が27人となっているところであります。

総合事業のサービスを提供する事業者は、これまで予防給付を提供してきた事業者がみなし指定を受け、サービス提供をしてまいりましたが、今年3月末、今月末でございますけれども、事業所のみなし指定期間が終了するために、指定申請が現在なされており、現在、杵藤地区の介護保険事務所で審査が行われているところであります。

また、今回新たに創設をされました緩和された基準で実施されるサービスの事業所についても、提供事業所としての指定を受ける必要があるため、現在、杵藤地区介護保険事務所で指定申請を受け付けている段階であります。

次に、要支援1、要支援2の給付を市町村事業へ移行することでの影響でございますが、まず、利用者の負担でございますが、現在は現行相当のサービスを移行前の提供体制及び負担額で提供をされ、それを利用されていることにより、総合事業移行の影響は現在はないと考えています。今後、緩和された基準によるサービスや住民主体のサービスが提供されるよ

うになれば、提供体制や負担額に変更が出てくるものと考えています。

市の負担でございますが、現行相当のサービス及び緩和された基準によるサービスの提供事業所の指定と介護報酬の給付は、杵藤地区介護保険事務所が行うため、現在と変更はございません。

住民主体のサービスにおいては、委託や補助による実施が想定をされており、市が実施することになります。

地域支援事業の財源は、介護給付と同じく介護保険料と公費、国、県、市で賄うこととされておりますが、市は、かかる費用から自己負担分を除く部分の8分の1、12.5%でございますが、それを負担しております。仕組みといたしましては、介護にかかる費用総額が減額となれば、保険料や利用者負担、公費も当然減額となる仕組みとなっております。

参考までに、平成28年度の介護給付費を申し上げますと、給付費全体で2,812,000千円程度のうち、介護予防サービスが137,000千円、そのうち、総合事業へ移行をしております介護予防訪問介護は、鹿島市で734件、12,900千円程度、介護予防通所介護は、1,399件、35,800千円程度の給付となっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

それでは、一問一答のほうに参りたいと思います。

今回、介護予防・生活支援サービス事業というのがありまして、これは大きく4つに分かれております。訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防支援事業、この4つでございます。

この中で、訪問型サービス、それと通所型サービスについてお聞きしたいと思っておりますけれども、さらにこれがA、B、C、Dと細分化されております。このあたりを改めて御説明いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

介護予防・生活支援サービス事業とは、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度の対象として支援するものでございます。

この事業は、先ほども申し上げましたように、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントから構成をされております。

そのうち、訪問型サービスと通所型サービスについての御質問でございますが、まず、訪問型サービスについて御説明を申し上げますと、訪問型サービスには、現行の訪問介護相当のサービスと御質問にありましたように4つの類型に分類をされています。

まず1番目に、サービスAとされる現行の予防給付の基準から人員等の基準を緩和した生活援助のサービスがあります。これは指定事業所か、もしくは委託による実施とされています。

2番目に、サービスBとされるボランティア主体による住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービス、これは個人情報の保護等、最低限の基準が設けられ、補助や助成での実施とされています。

3番目に、サービスCとされる保健や医療の専門職が行う短期集中予防サービスがございます。これは、3カ月から6カ月の短期間で体力改善などの支援を居宅で行うものとされています。

最後4番目には、サービスDとされる移動支援として、移送前後の生活支援が上げられています。内容は、サービスBに準じて行うものとされております。

次に、通所型サービスでは、訪問型サービスと同じように、現行の通所介護相当のサービスと3つの類型のサービスが想定をされています。

1番目のサービスAは、人員等を緩和した基準によるミニデイサービスやレクリエーション等のサービスであります。このサービスは、指定事業者か委託による実施とされています。

2番目に、サービスBは、ボランティア主体による体操や運動などの自主的な通いの場とされています。これは、訪問と同じく個人情報の保護と最低限の基準により補助や助成で実施することとされています。

3番目に、サービスCは、これも訪問型と同じく、保健や医療の専門職が短期間で生活機能を改善するための運動器の機能向上プログラムの実施を行うこととされています。

これが訪問型サービス、通所型サービスのA、B、C、Dに細分化された内容となります。以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

なかなかわかりづらいのもあったんですけども、サービスAというのが事業所がやる、今られるような事業所ですね、ああいうところがやられるというところで、サービスBが今後地域で担っていくべきところなのかなというふうに捉えましたけれども、鹿島市におきましては、これらのサービス全てやられる、A、B、C、Dの取り組み全てをやられるのか、AとBで行くのか、Cまで行くのか、その辺どんな感じでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、現在は現行相当のサービスを提供いたしております。今後、先ほど申し上げました緩和された基準によるA型のサービス、住民主体のサービスB型と短期集中型のサービス等がございます。求められているものといいますと、ニーズに合った多様なサービスに対応するためというようなことが目的とされておりますので、今後につきましては、そういったところを勘案しながら、こういったサービスの提供体制が整えられるのか、そういった人材がいらっしゃるのかを勘案しながら、できるだけ多くの体制で提供できるようにしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

せんだって、今、介護に取り組んでいらっしゃる事業者さんにご一緒させていただく機会がございました。自分の勉強不足を感じながら、実際、利用者とかかかわっていらっしゃる、そういう方々と直接話を聞いたんでございますけれども、そういう事業者さんと行政側の思うところのギャップというか、違和感といいますか、うまく制度が移行しているのかなというふうに、私ちょっと思ってしまったんですね。中には採算がとれず、事業所自体をやめにかいかなかもしれないというようなことですね、そういう声もあつたんです。

これ、ちょっと衆議院の予算委員会のやりとりなんですけど、紹介したいと思っておりますけど、これ2月20日にあったものでございます。総合事業が機能していないのではないかというような質問に対しまして、全国の250の市町村において、要支援者への訪問介護、通所介護から撤退する事業所がふえていると、このうち、50の市町村では、他の事業所にうまく引き継がないとサービスが途絶えてしまうおそれのあるケースも生じておる。担い手の不足や厳しい経営環境を勘案して撤退する事業所があるとも言われておるところなんです。実際、鹿島市においても、こういうことがあつたらいかんというのは、非常に私も懸念するところでございます。

そのときに、その事業者さんあたりから質問とか要望とか、ちょっと私いただいたのを課長のほうには事前にお渡ししておりますので、そのあたりを含めて答弁をいただければと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

介護報酬につきましては、介護給付と予防給付、今回、総合事業に移行する以外の予防給付等の介護報酬につきましては、国のほうが3年に1度、定めることとなっております。平成30年度が報酬改定の時期になっておりますので、そこにつきましては、国の方針といいますか、在宅支援と医療介護の連携等に重点を置きながらということで、あわせて介護職員の処遇改善等についても検討を重ねられてきているところでございますので、そういったところで対応していくのかなという感じがしております。

ただ、介護職員につきましては、全国的に不足をしているということで、全国的な問題になっておりますので、そういったところにつきましては、先ほど申しましたように、介護職員の処遇改善等の動向を見ながらということで対応していかねばならないのかなというふうに感じているところでございます。

また、おっしゃられるように、これまでも原因につきましては全て把握しているわけではございませんけれども、市内の事業所さんでも撤退といいますか、事業をやめられたりしたところもこれまでもございますが、そういったところでは、利用者の方に不利益といいますか、利用できないということがないように、そこら辺は、ほかの事業所を利用していただくとか、そういったところで対応してきたところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

サービスAですよ、Aが事業所がやっている、それが基準が緩和されて人手が少なくて済むみたいな話なんでしょうけど、その分、サービスBのほうに、今まで利用されていた方々がサービスBのほうに移られた場合に、事業収益が減るわけですよ。そういったところで、事業所自体が経営に困るといような、そういうことにはならんのかなというような考えがあるんですけど、それについてはいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

緩和された基準でのサービスということで、先ほど申しましたように、サービスAということで規定をされております。これが先ほど申し上げましたように、杵藤地区介護保険事務所で事業者登録をしていただくという形になります。事業者の指定をして、そちらでサービスを提供して、介護報酬の請求をするという形になります。

この基準でございますけれども、緩和されたということで、先ほど来、御説明をいたしておりますが、具体的に申し上げますと、通所型の基準が現在示されておりますけれども、緩

和されたサービスの基準、まず、人員の配置基準として、管理者が1人、介護職員として従事者が、利用者15人までは1人ということになっています。施設につきましては、利用者1人当たり3平方メートル以上とされているところがございます。

これまでの介護予防通所介護の基準、現在の予防給付のための基準につきましては、管理者が常勤1人、生活相談員、社会福祉士や介護福祉士など専門職が1人以上、看護職員、看護師、准看護師が1人以上、介護職員、利用者15人までは1人専従、機能訓練指導員、理学療法士や作業療法士が1人以上、設備で申し上げますと、食堂及び機能訓練室が利用定員数掛ける3平方メートル以上、相談室、静養室、事務室等が必須とされておりますので、兼務だったり常勤だったりという条件を除きますと、これまでの介護予防通所介護の基準人員では、15人までは5人が必要でございますが、今回の緩和されたサービスにつきましては、資格は求めなくて2人、管理者と介護職員、15人までは1人ということになりますので、そういったところ。あと、設備におきましても、相談室、静養室等の制限を設けられておりませんので、そういったところで基準が緩和されているという形での登録となります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

緩和されて人数が少なくていいんだよということなんでしょうけれども、実際、何かやるときはやっぱり頭数が必要なんですよね。送り迎えとかもやらにゃいかん、そういったところで、少なく雇えばそれだけ経費要らないからというような考え方だけでは、どうしてもサービスがちょっと低下してくるんじゃないかと、人手が足らんようになってしまって、どうしても送り迎えでも必要だということもあるので、そういったところで利用者に対する質が落ちるとかないのかなとか、私、そういうことをちょっと思うんですけども、その辺のあたり、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

サービスの質が落ちるということですが、今回の改正におきましては、多様なニーズに多様なサービスでの提供体制を整えるということで、その方に合ったサービスの提供を実施していくということでございます。

これまでの専門職による現行相当のサービスが全てこれに移行するということではなくて、現行相当のサービスが必要な方については、専門職による現行相当のサービスをやる、それ以外の生活支援で大丈夫といいますか、生活支援を必要とされている方については、この生

活支援のサービスでやっていくという考え方になろうかと思しますので、そういったところで対応することになろうかと思します。

現在も介護保険の利用をされる方につきましては、おのこのニーズといいますか、体調等に合わせたケアプラン、計画ですね、こういったサービスを使われるのか、デイサービスがいいのか、リハビリがいいのかというようなプランを立ててまいりますので、今後もそういったプランにつきましては必要でございますので、そういったところで対応していくのかなということで考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

それでは、通所型サービスAについてお尋ねしたいと思いますけれども、サービスの提供者が主に事業主が雇っている雇用労働者になるわけですね。資料を見ていますと、プラスボランティアというのがあるんですね。私の考えとしては、ある企業のためにボランティアで働くような人がいるのかなとか、ちょっとそういうふうに思ってしまっただんですが、このボランティアという意味合いですね、どう捉えていいのかお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

緩和された基準の中でのボランティアということが想定をされているという御質問かと思します。

先ほど申し上げましたように、緩和された基準でのサービスというのは、国が示したガイドラインでは事業者を指定するか、または委託の方法で実施をしますという形で想定をされております。杵藤地区では、事業者を指定して、それを受け付けるという形になりますので、一定程度といいますか、これだけの人員と設備をもって事業をやりますよということでの審査が今行われていくことになりますので、それが例えば、有償のボランティアを事業所の方が雇ってやりますよということでも、それは資格については求められておりませんので、そういった形でも可能ではないかと考えております。あくまでも介護予防の指定事業者、現行相当のサービスでは有資格者等が求められますが、今回は資格は求められておりませんので、介護職員ということで従事をしていただければ、それは可能ではないかと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

いまいちぴんと来んですけど、まあいいでしょう。

通所型サービスB、ちょっとお聞きしたいんですけども、これが地域における実働部隊のところになってくると思うんですよね。12月議会のときに、第1層協議体、鹿島市全体できて、第2層協議体が中学校校区単位ぐらいでできるんですかね。第3層というのがここになるんじゃないかなと私は思っていたんです。実際、そういうところでも各地域に、今からこういうふうに移行して、皆さんで協力し合って通所サービスやらにやいかんのですよというような認識、余り話していて御存じない方が多いんです。そういうところの周知とか、あと、こういうサービスをするに当たっての研修とか、そういうことを今計画されているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

議員おっしゃられるように、12月議会の一般質問で、平成28年10月から社会福祉協議会のほうに生活支援コーディネーターというのを配置いたしまして、その事業に取り組んでいるところでございます。その中で、先ほど第3層という言葉が出ましたけれども、第1層の協議体を設置して、現在、活動をしていただいております。平成30年度には、第2層、日常生活圏域ということで、想定をされておりますのが中学校区に1つずつということになりますので、鹿島市では2つの第2層の協議体というのを設置の計画いたしております。

その中で、第1層と第2層の違いというのが、ニーズとサービスのマッチングを行うということで、先ほどありましたように、第3層については、実際の活動を行っていただくということになります。その生活支援コーディネーターに委託をして、今、各地域、当然、民生委員、区長さん方にも、この事業の内容の説明をいたしておりますし、各地域に出向いていただいて、説明、周知を図っているところでございます。

そういった中で、実際まだ、この通所型のサービスBというのは実施しておりませんが、そういった中で、こういったサービスを鹿島市でやらなければならないのかということを検討しながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

じゃ、鹿島市において、通所型Bができないということも考えられるということですか。つくっていかないと、どうしても予算が足りないんじゃないということで、今、こういう流れになっているわけですよね。やっぱりそういうふうにならざるを得ないのかと。自然と全体的に移行していくんだろ

うと、私、思っていたんですけど、できないということも考えられるということですか。地域がやりたくないというような話が出るとか、余り周りにかかわりたくないというような、周りとちょっと距離を置くような今の世の中の流れといたしますか、世知辛い世の中だなと思うようなところありますけれども、そういった中で、地域じゃもうできないよねとなったときには、鹿島市が責任持ってやらにゃいかんことだから、そういった場合、どうなるのかなとか思ってしまいうんですけど、それ、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

通所型サービスBができなければということでの御質問でございますけれども、これに想定をされているのがボランティア主体による地域での活動ということでございます。示す地域というのがどの範囲なのかというのも、今後検討していく必要があろうかと思えます。ただ、現在想定をされているサービス提供体制としては、通所型のサービスAと、地域でボランティア主体による通所型サービスのBというような想定をされておりますので、こういったところへ進んでいかなければならないんだらうなと思っておりますので、そこは、できないということではなくて、やっていく必要があろうかと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

今、鹿島市においては第1層協議体ができている、これができたのが去年の10月でしたかね。それで、第2層協議体を今からつくるんですよという話なんです。私が読んでいた資料には、大体今年度いっぱい中に第2層協議体もつくっとかにゃいかんというようなこともちょっと書かれていたのがあったんで、杵藤地区圏内、ちょっとおくられているのかなというような感じなんです、思っているんです。

実際、今、末光区なら末光区、私の住んでいる区でもいいんでしょうけど、月に1回、会食会がありますよね。それで、何かのときに老人会かなんかあって、月に2回ぐらいは大体定期的にお年寄りさんたちが集まっているのかなと、グラウンドゴルフは別として、あれば好きな人がいつも行っているから別として、そんな感じで月に2回程度あっているよね。こういうのが要支援1、2のような活動というか、そういう地域での活動につながっていくのかなと思うんですよ。

今、実際、要支援1、要支援2の方々が施設を利用されているのは週に何回ぐらいあるんですか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

通所サービスでよろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）要支援1、2の方の介護予防通所介護で、何回とは定められておりません。おおむね今、提供されているところが要支援1で週に1回、要支援2で週に2回の利用をされているところが多いとお聞きをしております。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

月に4回から8回ということになりますよね、そしたらですね。先ほど言いましたように、地域でやっているのが月に2回から3回ぐらいかなと、やっぱりそれだけ地域に負担がかかるというか、今、区長さんとか民生児童委員さんとかが中心となってやっつけらっしゃると思うんですけど、今まで以上にまたサービスBに関しては地域の負担がふえるのかなと、負担とを感じるのか、みんなで助け合っていくんだよというふうに前向きに捉えるのかでも違うと思うんですけど、実際今、民生委員さんにしろ、区長さんにしろ、なかなかなじみのないようなところもあるので、そういった中で、これがうまく移行していくのかなというところがあるんです。それは、でも頑張っていかにやいかんというところがあるんでしょうけど、そういったところで、地域の研修ですね、そういうふうに今からサービスBという体制をつくっていく、第3層をつくっていくというところの研修とか講習とか、そういったものは準備されていますか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

先ほど勝屋議員言われるように、各地域でサロンとか会食会等の実施がされております。これにつきましては、当然おっしゃられるように通所型サービスのB型になり得るところもあるかとは思いますが、もう一つ、当初申し上げましたように、この地域支援事業の中には、一般介護予防事業ということで、65歳以上の方全てが参加をされる事業がございます。そういったところ、今、イメージとしては月に1回集まられているサロンとか会食会というのは、どちらかといえば65歳以上の方が全て参加される一般介護予防事業のほうが近いのではないかなというイメージを持っておりますので、そういったところは、通所型サービスのBになり得るのか、要支援1、2、また、総合事業対象者の方が利用される通所型サー

ビスBなのか、誰でも行ける一般介護予防事業のほうのAになるのかという見きわめをしていく必要があるのかなというふうに考えております。

それと、ボランティアの養成といいますか、の御質問ですけれども、運動教室の指導者ということでは、平成28年度からロコモ予防の運動教室において、ボランティアの養成講座を開催いたしております。平成28年度は63人、平成29年度は66人の参加となっております。内容につきましては、ストレッチやリズムダンスとあわせて、運動の意味やトレーニングの効果などの講義を行いながら、グループで指導者としての実践練習を行っていただいています。この方々にアンケートを実施し、ボランティアとして協力できるか、どのような内容であれば協力できるのかというのを聞き取りして、今後、各地区で活動していければと考えております。

また、社会福祉協議会においても、別にアンケートを実施されて、今年4月からは運動や体の仕組み、また、認知症についてなど、各職種の講師を招いて講座を開催し、開催されている運動教室の見学など、ボランティア養成講座の実施が予定をされています。このような取り組みを進めていながら、ボランティアや指導者の養成を行い、今後の介護予防事業につなげていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

私の中では、現在やっぴらっしゃるサロンとか会食会が発展的になっていって、一般の方も一緒に、要支援1、2の方々も含めたところで何かやるのかなと、実際、老人会の中にはそういったところに通われていらっしゃる方も、会食会も出ていらっしゃるりもするわけで、それが発展していくのかなと私は捉えとったんですよ。

今実際、ロコモの講習を受けられて、今どんな感じで活動なさっていますか。各地域に出向かれていろいろ指導をなさっているとかなんとか、そういう件数とか、そういうのがわかりますか。把握されていますか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

ロコモに参加をされた後に、自主的に体操教室等を実施されているところが、現在、私も把握しているところが6カ所ございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

6カ所で行われているというところで、どういう体制でやられていらっしゃるのか。講習を受けられた方がチームを組んで、地域のほうに出向かれて、いろいろ指導をされているのか、その辺はどんな感じでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

大体週に1回程度、各地域の公民館、部落の公民館に行かれて、ロコモ体操をやられているというふうにお聞きをしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

週に1回、6カ所ということですね。これが、ですから、第2層協議体というのは実働部隊とのコーディネートですよ、それをやっていくということなんでしょうけど、この辺の管理というか、そういうのは社協を中心としてやっていくような形になるんですかね。そのあたり、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

管理といいますか、平成30年度に第2層の協議体を設置いたします。その中にも生活支援コーディネーターというのをそれぞれ配置いたしますので、そういったところがコーディネート機能を発揮して、管理なのか、マッチングといいますか、そういったことをやっていくというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

じゃ、先ほど言われたロコモの、今、ボランティアで活動されていらっしゃるような方々も、ずっと講習を受けられて人数がずっとふえてくれば、コーディネーターがきちりと采配して各地域に送り込むような、そういう体制づくりがきちっとできるのかどうか、非常に

その辺が気になるんですよね。

先ほどから言いますように、実働部隊が、本当に動いてくれる人たちがどれぐらいできるのかなというのがあるので、そのあたりの実働部隊の教育と申しますか、こうせにやいかんのよというような講習、研修、そういったものをきちっとやっとかんと、やっぱりそれができないんじゃないかなという思いがあるんですよ。来年度の事業にそういうことを取り入れて考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

研修なりということで、実際、サービスを提供される方への研修ということでございますけれども、まだ具体的にそういったことを計画しているわけではございません。先ほど来、申し上げておりますように、平成30年度は第2層の協議体の設置をまずはやって、その体制をつくった後に、どういったサービスが必要なのかというのを、まずは検討するという形になります。そういった中で、当然、実際サービスを提供される側の研修等を実施して、サービスに結びつくという形になったところで、研修会等の実施につながるのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

ぜひともそういう研修とかやっていただきたい。そうせんと、実働部隊ができないんじゃないかなと、私はそう思います。

それで、これ、武雄市の話だったですかね、福祉に限ってじゃないけど、地域に一律200千円お渡しして、何かやってくださいみたいなことを新聞に、武雄だったと思いますけど書いてあったんですよね。例えば、そういう地域で集いの場、サロンとか、介護予防の教室とか、そういうのを率先してやっていらっしゃるところは、例えば、ボールとか、そういった小道具とか、座られる椅子とか、優先的に支援しますよみたいな対策ができないかなと、そういったところで、その地域におけるサービスBの体制が少しずつではせんかなという思いがあるんですけど、そういうことは考えられませんか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

財政的な支援という形での御提案かと思えます。現在はそういった制度等もございませんけれども、全国的に見れば、介護予防のための集いの場への支援ということで、通所型として実施をするためにか、先ほど申しましたように、一般介護予防事業の、例えばサロンの開設など、要綱を整備して補助金等を実施しているところもあるようでございます。そういったところは、今後できるのかということで参考にしながら検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

ぜひともよろしく申し上げます。

それで、来年度、健康チャレンジ事業ということを行われますよね。参加された方がポイント制で買い物券とか出るらしいですね。ふるさと納税の商品とかも、それで買えるよというような特典がついているみたいなんですよ。これは参加される方、例えば、ボランティアで、先ほど言ったロコモとか指導される方、そういった方々は広域圏でポイント制がありますよと前回お聞きしたんですけど、そういった方もこれは対象に入るんですか。指導される人もポイント制で考えられるのかどうか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

健康チャレンジ事業につきましては、30年度の当初予算でお諮りをしているところでございます。計画をしているところでございます。これにつきましては、目的を各個人個人の健康づくりの取り組みに対しインセンティブを提供するというところで、動機づけと考えております。当然、ロコモ予防の運動教室に参加された方で健康づくりをしていただいた方、また、指導をしていただいて健康づくりに寄与をされた方については、ポイントを付与できるものと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

また通所Bに戻ってしまうんですけどね。通所B、ボランティア主体でやるということなんですよね。広域圏、もちろんポイントはつくんでしょ。この通所Bでボランティアとして、どれくらいの有償ボランティアになるのか、本当に私、要りませんよという奇特な方が

おられて、自分で何でも見ますという方がおられるのか、その辺は定かではありませんけれども、そういったところにも、さっき言いました新しいポイント、鹿島市独自のポイントをつけていけることもできるんですか。通所Bのボランティアに対して、そういうことも考えられますか。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

先ほども申しあげましたように、今回の健康ポイント、健康チャレンジ事業につきましては、個人個人の健康づくり、例えば、健診を受けていただくとか、がん検診を受けていただく、また、みずからが運動をしていただいたことを申告していただくというようなことを考えております。それによって個人個人の健康をつくっていくと、健康増進に寄与していきたいということから、今回の健康チャレンジ事業に取り組むことといたしておりますので、通所型のBで、例えば、運動教室をしてやって、それが自分の健康づくりに寄与したよということで申告をしていただければ、それはポイントの対象になろうかと思えます。そこは、私どもとしましては、今回の健康チャレンジ事業については、余り間口を狭めないでということで、できるだけ皆さんに運動の習慣をつけていただきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

通所Bでも使えるよということですね。ボランティアで御尽力いただける方々に少しでも労に報いたいということで、今の質問しました。課長ばかりおしゃべりしていただいて、大変お疲れのようですので、長年、保険のほうに携わっておられた栗林さんに、鹿島市の福祉について、今年度で退官されるということで、福祉について、鹿島市の福祉、これからどうやっていったらいいのか、よろしければ一言、最後にお話しいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

答弁できますか。栗林建設環境部長。

○建設環境部長（栗林雅彦君）

突然の振り、ありがとうございます。

私どものときには、まだ通所のAとかBとかがなくて、地域支援事業、これに取り組むのが精いっぱいでした。当然、地域支援事業の中身は、要介護1、2ではなくて、その手前の段階でございますね、いわゆる介護に行かせないということを主眼に置きながら、

いろんな事業をしてきたことを覚えております。

基本的に、確かにそのときにもボランティアポイント制度というのが出てまいりまして、せっかくやっただけなら、お金ではないんですけども、図書カードとか図書券に交換できるようなポイントをつけようという話が出て、介護保険事務所で協議をされていたというふうなことをよく覚えております。基本的に、いろんなことではございますけれども、少しでも励みになるというのはいいことでございます。

また、これは非常に難しいのですが、例えば、ロコモ運動教室に行った、あるいは栄養教室に行った、あるいはウォーキング教室に行った、こういった方たちがどのくらいの割合で介護保険に行かないのかとか、こういった統計も1回とったことがございます。ただ、そこに行ける方というのは、やはり元気な方で、実際、そのとき要介護1、2であった方を対象にやったことはございません。ただ、基本的には、私は最初から最後まで元気で過ごしていただくというのが基本だと思っております。ですから、いろんなことを通じて、皆様方が健康をずっと維持されて、健康寿命と申しますか、こういったものを延ばされるということが大切ではないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

突然に振りまして、どうもありがとうございました。

厚労省の資料なんですけど、これで介護予防・日常生活支援総合事業とかの事例が載っているんですね。そういう中を見ていると、やっぱり取り組んでいच्छるところは格段に介護支援とかになる方が減っていच्छる、実際そういうのがあるんですね。鹿島市もよそに負けんようにしっかりやってほしいなという思いで、今回はこの質問をしたんですけど、先ほど栗林部長のほうからもお話がありましたように、健康に健やかに一生を送っていただきたい、鹿島に住んでいてよかったなと、最後の最後にいच्छよんよか目遭わんやったねというようなお年寄りがおらんようにせにゃいかんと思うんです。

市長は今回、また次を狙うんだということで表明されていますけど、今、72歳ですよ。あと3年後、後期高齢者なんです。自分もいつそういうふうになるかわからん。しっかりとその体制をつくっていただきたいと思うんですけど、市長、その辺のあたり、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

別に自分のために制度をいじるといच्छのは毛頭考えておりませんけれども、ちょっと総合事業に戻りますと、この総合事業、トータルといच्छますか、基本的な発想は、僕はいいと思

うんですよ。しようがないと、これ、時代の要請だと、ただ、具体的に今回の制度改正を見ますと、幾つか気になるところがあります。

1つは、全体の事業が新規じゃなくて、いわば手直し、建物でいいますと改築部分が多いもんですから、どちらかというと、かえって複雑になった部分があります。だから、利用しようとしてもわからないと、専門家じゃないと全く今の議論と同じように、何がどうなっているんだろうかというので、つくられた仕組みが利用できないようになるという可能性があります。それが1つ。

それから、いろんな基準が緩和した、それは基本的に結構だと思います。と思いますが、今度は負担とか人員とか場所のことを考えますと幅があり過ぎて、その部分が逆にやってみようかな、あるいはもうやめたほうがいいんじゃないかと思うような人たちの動きに影響しているんじゃないかと、そういうふうに思います。つまり、戸惑いとか、片方義務感、さりとて今から先駆者といいますかね、先発組がないもんですから、地図がない世界に行くようなもんだという不安感があるんじゃないかと思います。それが2つ目。

3つ目は、私たちのまちの場合は、制度の上から、介護保険事務所はどうしても1つございますので、そこがある程度のリード、つまり指定とか給付とかという仕組みの基幹の部分にかかわっておられますから、そういう意味の情報のやりとりとか、連携とかという意味のポイントになっていただくということが必要だと思います。そういうものがちゃんと動くためには、私、別の角度から気になることがございまして、地方に負担がかかるんですよ、結局、どういうふうに見ても、これは。そうすると、誰にかかるかということ、地方全体にどんとかかるんじゃないかと、ある意味で、実行部隊という言葉をさっきおっしゃいましたけれども、実行部隊の構成員である人たちの、あるグループのと言っていいかもしれませんが、そこに相当の負担がかかると思います。その負担がかかる実行部隊の一つが、私は民生委員さんじゃないかと思っているんですよ。ところが、この民生委員という人たちは、ある意味でボランティアの典型かもしれませんが、そう恵まれていない報酬で頑張っているんです。それは、片方で大臣が指定する、大臣が任命するということを念頭に置いて頑張っているんです。だから、やたらと市長がお願いしますと言っても、すぐその立場におなりにならないと、その難しさを変えたいなという希望がありまして、できれば片方で基幹部分としての民生委員さんがおられますけれども、これからは1人では地域でやっていけない、恐らく忙しさはどんどんふえるんじゃないかと思います。しかも、相談に行ったりしたときに、おられないといったときに何しよってやろうかと非難が出てくる。つまり、プライベートな立場と、こういうオフィシャルな立場を、非常にづらい面におなりになるといかなというので、余り例はないんですけれども、できれば鹿島市は民生委員という肩書は発行できませんけれども、民生委員の補助員とか、民生委員助成員とか、名前はまだいろいろあると思いますが、そういう立場の人をお願いして、まさに実行部隊に入ってもらおうか

と、そういう発想を持っておりますが、当初の予算とか、その他でまだ手当てをしていないということをごさいますて、これは構想の段階だということでお聞き取りをいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

今、市長のほうから民生委員についてお話がありましたけど、以前、私ここで多分民生委員のことを——ここだったかな、委員会のほうででしたかね、尋ねたことがあったんですよ。やっぱり民生委員の報酬というのはないんですよ、基本的にですね。そういったところで、なかなか御苦労が報われていないなというところがあって、どうにかならんのかなというふうな、以前ちょっと担当部署に聞いたことがあったんですよ。実際そういうところが、今の仕事から、また新たな仕事がふえるようなことになって、ますます民生委員さんとかになっていただけるような方がおらんようになってしまうのかなと、そういう心配がありつつ、今回の質問をやっていたんです。だから、部落の区長とか公民館長とか民生委員とか、そういった方々にどんとしわ寄せが行って、地域で担っていってくれる方がますますあれになって、悪循環になりやせんかなとか、そういう世話があったんです。

そういうところも勘案して、今度、新たに第3層の部分もつくっていかにかいかんと思うので、ぜひとも他の市町より一歩先行くようなつもりで、地域で、みんなで老人福祉、介護、要支援、要介護やっていくんだという気持ちで取り組んでいかんと、本当、鹿島市をついのすみかとして、今までお年寄りが頑張ってくれたこの鹿島市で、最後の最後でちょっとつまづくようなことがあってはいかんかと、そういうふうに思うんで、ぜひともよその市町より一歩先に行くような対策、体制をとっていただいて、頑張っていたいただけるようなことを祈念申し上げまして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松尾勝利君）

以上で8番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

明20日から22日までの3日間は休会とし、次の会議は23日午前10時から開き、委員会審査報告、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時19分 散会